

# 第2期鏡野町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

鏡野町



## はじめに

近年、わが国においては、人口減少や少子高齢化等による家族形態の変化、共働き家庭の増加に伴う保育ニーズの多様化等、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、鏡野町においては、平成27年3月に「鏡野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを支援する環境整備に努めるとともに、次代を担う子どもを安心して産み育てることができる地域社会を実現するための取組を進めてまいりました。



計画策定から5年が経過した現在、これまでの取組や施策に加えて、子どもの貧困や児童虐待の問題、さらには、働き方改革や幼児教育・保育の無償化等、新たな社会環境の変化に対応した幅広い観点からの子育て支援の充実が求められています。

本町では、子どもたちの健やかな成長を願い、さらなる子育て支援の取組を進めるため、この度「第2期鏡野町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

「鏡野町第2次総合計画」において、政策の柱として「こころあたたかい福祉の里づくり」を掲げ、その施策である「子育て支援の充実」を目指し、未来を担う子どもたちがたくましく成長するまちの実現に向けて、本計画に基づく諸施策を積極的に推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査に御協力いただきました保護者の皆様、御尽力を賜りました鏡野町子ども・子育て審議会委員の皆様をはじめ、関係機関、関係団体の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

鏡野町長 山崎 親男



## 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 策定体制.....	2
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	3
1 統計による鏡野町の状況.....	3
2 第1期鏡野町子ども・子育て支援事業計画の確保方策の状況.....	11
3 子育て支援に関するアンケート調査の概要.....	12
4 団体・事業所等アンケート調査の概要.....	37
5 アンケート調査結果からの考察.....	40
<b>第3章 計画の基本理念</b> .....	42
1 計画の基本理念.....	42
2 重点方針.....	43
3 施策体系.....	45
<b>第4章 施策の展開</b> .....	46
基本目標1 地域における子育ての支援.....	46
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	49
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に役立つ教育環境の整備.....	52
基本目標4 子育てを支援する生活・安全環境の整備.....	55
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	57
基本目標6 配慮を要する子どもへの対応などきめ細やかな取組の推進.....	58
<b>第5章 事業量の見込みと提供体制</b> .....	60
1 教育・保育提供区域の設定.....	60
2 教育・保育の事業量の見込みと提供体制の確保.....	61
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	62
4 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等に関する考え方.....	69
<b>第6章 子どもの貧困対策</b> .....	70
1 子どもの貧困対策にあたって.....	70
2 鏡野町子どもの生活実態調査の概要.....	70
3 子どもの貧困を取り巻く現状.....	72
4 施策の4つの柱と具体的な施策.....	74

基本施策1 支援のネットワークづくり .....	74
基本施策2 保育・教育の支援.....	75
基本施策3 生活の支援 .....	75
基本施策4 就労・経済的支援.....	76
5 施策を進めるにあたっての体制.....	76
<b>第7章 計画の推進にあたって .....</b>	<b>77</b>
1 教育・保育の一体的提供の推進.....	77
2 教育・保育の質の向上へ向けた取組.....	77
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	77
4 子ども環境を取り巻く国際化への対応 .....	77
5 地域における推進体制の充実.....	77
6 庁内における推進体制の充実.....	78
7 国、県との連携.....	78
8 進捗状況の点検・評価 .....	78
SDGs（持続可能な開発目標）との関連.....	79
<b>資料編.....</b>	<b>80</b>
1 鏡野町子ども・子育て審議会条例.....	80
2 鏡野町子ども・子育て審議会委員名簿 .....	81

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少や出生率の低下に伴い急速な少子化が進んでいるとともに、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなってきています。

このような課題に対応していくため、平成24年に、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした、「子ども・子育て支援法」・「認定こども園法の一部改正法」・「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」が制定され、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととなりました。

また、本町においては、「人と緑の輝く里で みんなで育む鏡野の未来」を基本理念として第1期鏡野町子ども・子育て支援事業計画を策定し、これまでの間、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。しかし、本町においても子どもの数が減少し、少子化は進んでおり、また、女性の就業率の向上により、時間外保育事業や一時預かり事業など多様なニーズに応じた子育て支援が求められています。

現在、わが国では、ますます少子高齢化が進み、働き方改革の推進や令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまるなど、子ども・子育てを取り巻く環境はさらに変化してきています。さらには、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう必要な支援を行うことと、新たに基本指針で示されています。

このような状況を踏まえ、本町においても、少子化・国際化への対応や女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育需要の高まり、子育てに寄り添う教育・保育事業の量と質及び子育て支援施策の充実をめざして「第2期鏡野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

「第2期鏡野町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項の市町村計画として位置づけられます。

また、次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、本町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援法等の関連の法律、本町の総合計画やその他の関連計画、関連分野との調和を可能な限り図りながら、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とし、各年度において実施状況の点検・評価を行うほか、計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画 策定	第2期鏡野町子ども・子育て支援事業計画									
					見直し	次期計画（令和7年度～）				

## 4 策定体制

本計画の策定にあたっては、鏡野町子ども・子育て審議会を設置し、有識者や教育・保育の関係者、住民等の意見を踏まえ検討・策定しました。また、小学校就学前の子どもをもつ保護者と小学生の子どもをもつ保護者それぞれに対してアンケート調査を実施し、子育て支援に関する課題や教育・保育、子育て支援サービスへのニーズを把握し、目標事業量検討のための基礎資料としました。

また、パブリックコメントを実施し、幅広く町民の方のご意見をいただき、計画に反映します。



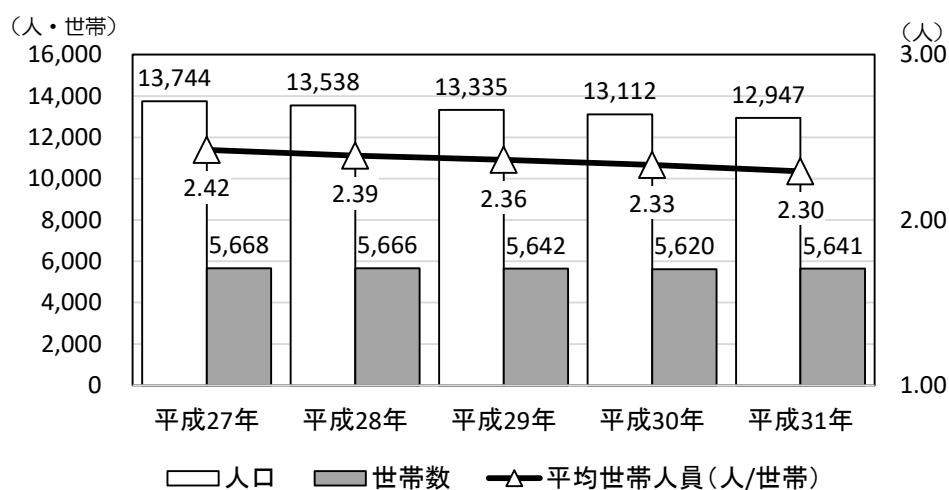
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 統計による鏡野町の状況

#### (1) 鏡野町の子育てを取り巻く現状

##### ① 総人口と世帯

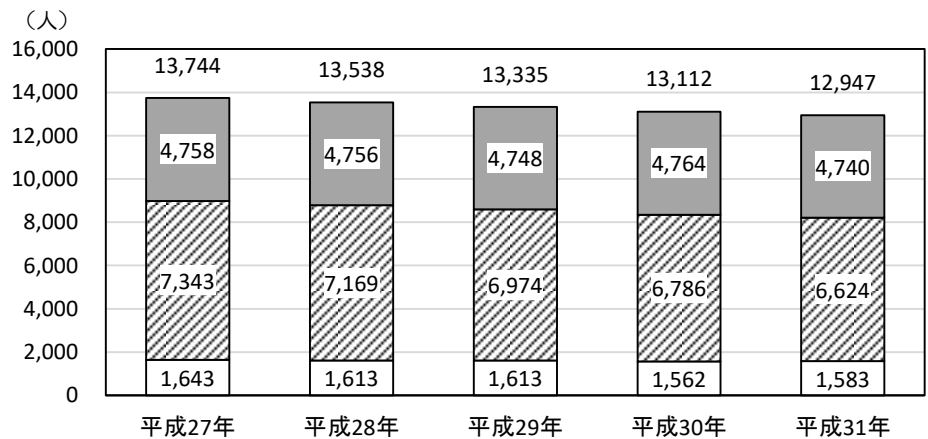
総人口は、減少傾向で推移しており、平成31年では12,947人となっています。世帯数は平成31年では5,641世帯となっており、第1期鏡野町子ども・子育て支援事業計画策定時である平成27年と比べて人口・世帯数ともに減少しています。1世帯あたりの平均人員は減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳 4月1日時点

## ②年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、全ての区分で減少傾向にあります。特に生産年齢人口は減少幅が大きくなっています。

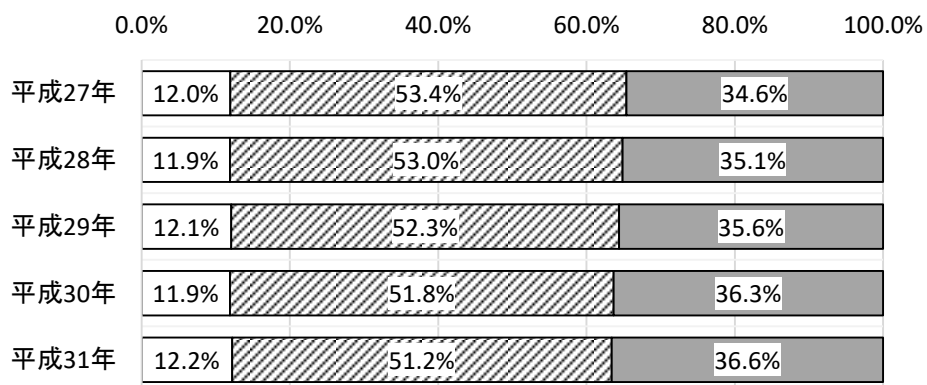


□年少人口(15歳未満) ▨生産年齢人口(15~64歳) ■老年人口(65歳以上)

資料：住民基本台帳 4月1日時点

## ③年齢3区分別人口の比率

年齢3区分別人口の比率をみると、年少人口は横ばい、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあります。平成27年と平成31年を比べると、年少人口は0.2ポイント増加、生産年齢人口は2.2ポイント減少、老年人口は2.0ポイント増加しています。

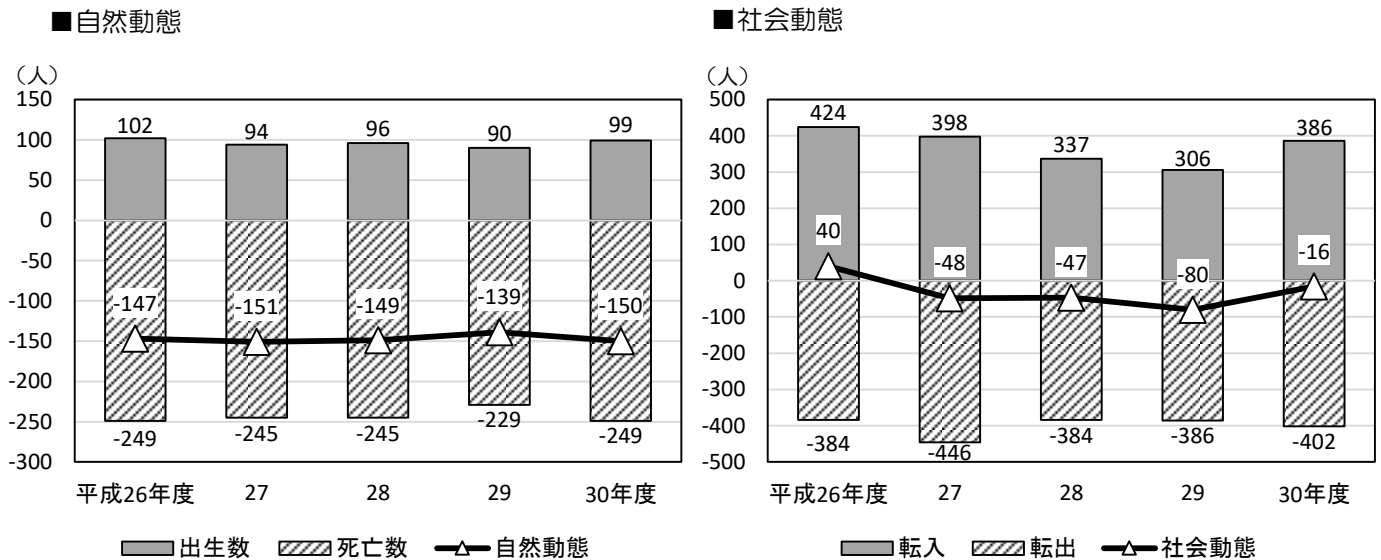


□年少人口(15歳未満) ▨生産年齢人口(15~64歳) ■老年人口(65歳以上)

資料：住民基本台帳 4月1日時点

④人口動態（自然動態と社会動態）

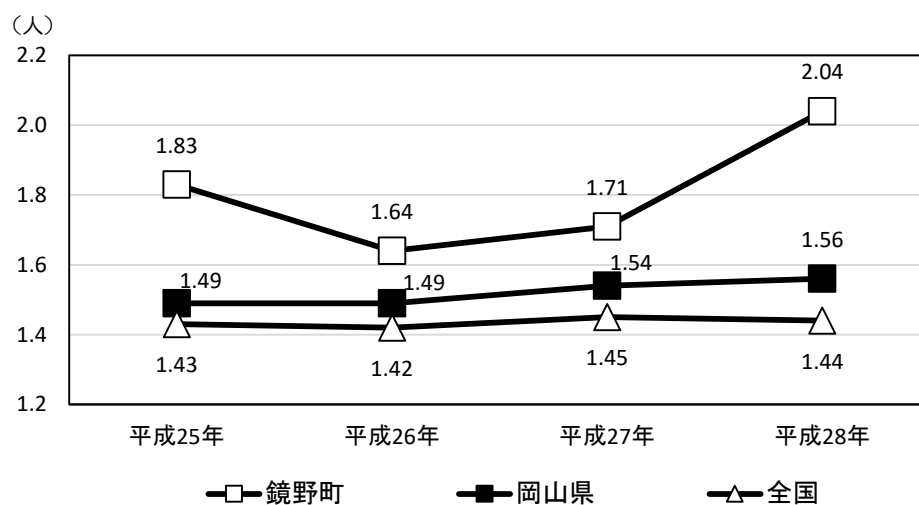
自然動態をみると、各年度で死亡数が出生数を上回る自然減の傾向となっています。社会動態をみると、平成30年度では転出者が転入者を16人上回る社会減となっています。



資料：住民基本台帳

⑤合計特殊出生率

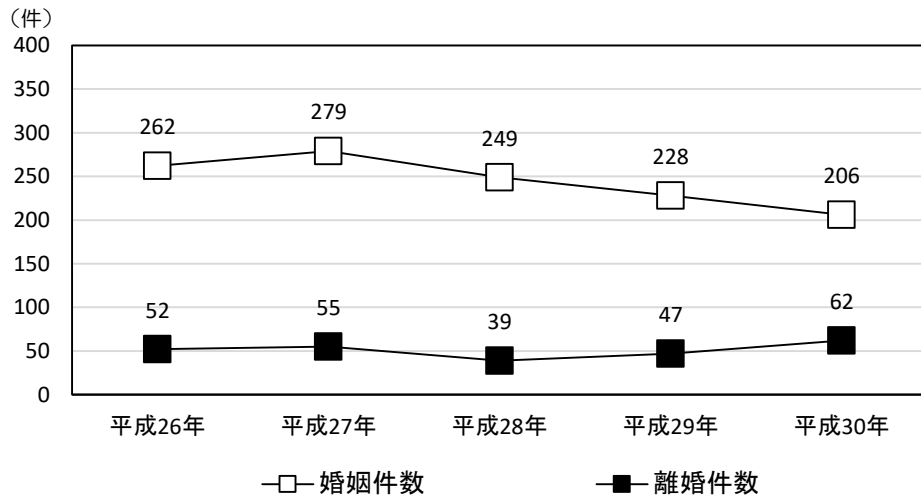
合計特殊出生率の推移をみると、平成25年から平成28年の間、岡山県、全国平均を上回っており、平成28年では2.04となっています。



資料：岡山県衛生統計年報

⑥婚姻件数と離婚件数

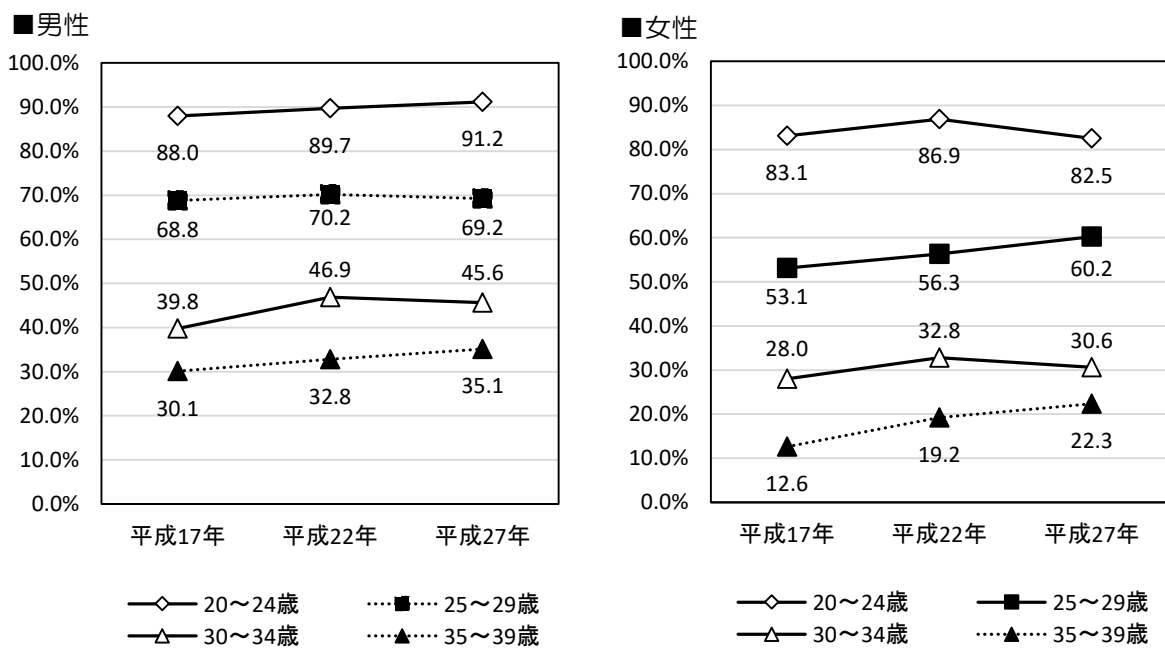
婚姻件数は平成27年から減少傾向となっており、平成30年は206件となっています。離婚件数は平成28年から増加傾向となっており、平成30年は62件となっています。



資料：住民税務課

⑦男女別未婚率

男性の未婚率をみると、平成27年では平成22年と比べて特に35～39歳の未婚率が増加しています。女性では、特に25～29歳と35～39歳で未婚率が増加しています。

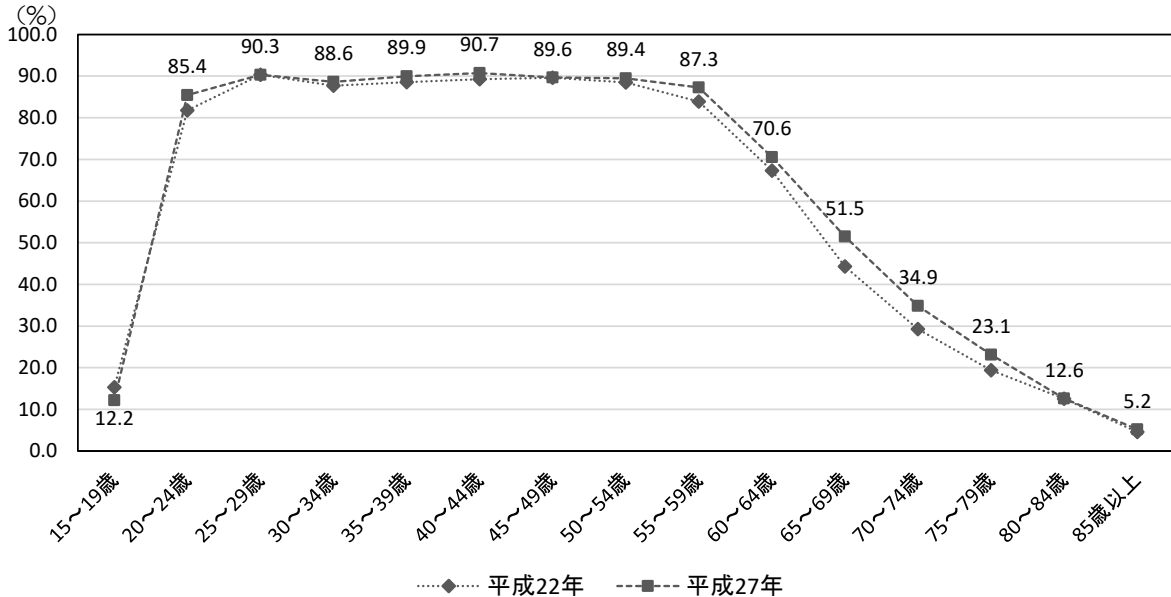


資料：国勢調査

⑧女性の就業率

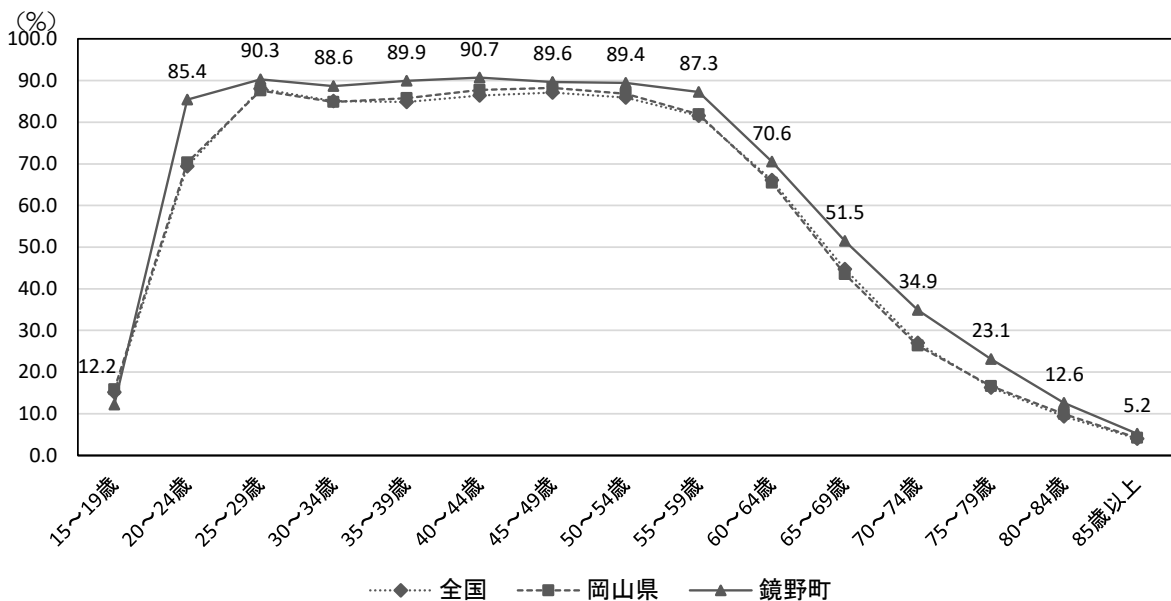
女性の就業率をみると、平成27年では20歳代後半から30歳代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示すM字カーブを描いていますが、平成22年と比べるとM字カーブが緩やかになっており、就業率が上昇しています。また、概ね全ての年代で岡山県や全国平均よりも高い就業率となっています。

■平成22年と平成27年の比較



資料：国勢調査

■全国・岡山県平均との比較



資料：国勢調査（平成27年）

## (2) 鏡野町の子育て支援の状況

### ①保育園・認定こども園

保育園と認定こども園は公立が6か所あり、合計定員は平成30年4月1日現在で480人となっています。定員数に占める入園児童数をみると、入園児童数は405人となっており、定員内に収まっています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育園・認定こども園数(か所)	6	6	6	6	6
うち公立(か所)	6	6	6	6	6
定員数(人)	420	420	420	480	480
入園児童数(人)	345	373	360	402	405
定員充足率(%)	82.1%	88.8%	85.7%	83.8%	84.4%
0歳児(人)	3	7	9	6	9
1歳児(人)	48	57	41	51	51
2歳児(人)	51	58	70	63	59
3歳児(人)	65	73	85	108	89
4・5歳児(人)	178	178	155	174	197

資料：学校教育課

### ②幼稚園

平成30年5月1日現在で幼稚園は公立が2か所(1か所休園中)設置されており、稼働している園の定員は70人となっています。定員数に占める入園児童数をみると、入園児童数は23人となっており、定員数に対して十分余裕のある状況となっています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園数(か所)	2	2	2	2	1
うち公立(か所)	2	2	2	2	1
定員数(人)	110	110	110	110	70
入園児童数(人)	45	37	35	33	23
定員充足率(%)	40.9%	33.6%	31.8%	30.0%	32.9%
3歳児(人)	8	10	10	9	6
4歳児(人)	14	13	12	12	5
5歳児(人)	23	14	13	12	12

資料：学校教育課

## ③放課後児童クラブ

放課後児童クラブは平成30年度時点で町内に7か所あります。町内対象児童数に占める利用割合は年々増加しており、平成30年度では36.5%と約3人に1人が利用しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用児童数【1～6年生】(人)	109	119	120	128	143
実施か所数(か所)	5	6	6	6	7
1年生～3年生までの実利用児童数(人)	88	90	102	102	115
1年生～3年生までの全体の児童数(人)	325	329	346	330	315
町内対象児童数【1～3年生】に占める利用割合(%)	27.1%	27.4%	29.5%	30.9%	36.5%

資料：保健福祉課・学校教育課

## ④妊婦健診など母子保健

乳幼児健診等の状況については以下のとおりです。

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子保健手帳交付数	交付数(人)	86	102	80	94	84
妊婦一般健康診査	受診延べ人数(人)	1,181	1,119	1,155	1,219	1,088
乳児健康診査	対象者(人)	232	206	193	178	191
	受診者(人)	227	196	186	168	181
	受診率(%)	97.8%	95.1%	96.4%	94.4%	94.8%
1歳6か月児健康診査	対象者(人)	98	126	95	90	87
	受診者(人)	94	120	91	87	84
	受診率(%)	95.9%	95.2%	95.8%	96.7%	96.6%
3歳児健康診査	対象者(人)	90	118	103	133	85
	受診者(人)	83	112	101	128	82
	受診率(%)	92.2%	94.9%	98.1%	96.2%	96.5%

資料：母子歯科保健関係事業実施状況報告

⑤訪問指導の状況

育児不安の解消につながるよう、妊産婦、新生児及び乳幼児で支援が必要な人に対して家庭を訪問し、保健指導を行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ハイリスク妊婦訪問数（回）	9	9	5	6	—
訪問希望のある妊婦訪問数（回）	—	—	—	8	—
第 1 子妊娠妊婦訪問数（回）	—	—	—	—	—
新生児訪問数（回）	25	16	28	17	12
未熟児訪問数（回）	8	15	5	1	8
要フォロー児数（人）	—	—	—	—	—

資料：母子歯科保健関係事業実施状況報告



## 2 第1期鏡野町子ども・子育て支援事業計画の確保方策の状況

現在のサービス利用量に対する、確保方策の状況は下表のとおりとなっています。

### (1) 教育・保育のサービス利用量と確保方策

事業名	平成30年度 実績値	平成30年度 確保方策（提供量）	過不足
1号認定（幼稚園等）	67人	145人	78人
2号認定（保育所等）	263人	290人	27人
3号認定（保育所等）	166人	140人	-26人

### (2) 地域子ども・子育て支援事業のサービス利用量と確保方策

事業名	平成30年度 実績値	平成30年度 確保方策（提供量）	過不足
利用者支援事業	1か所	1か所	0か所
地域子育て支援拠点事業（延べ人数）	5,250人	8,040人	2,790人
妊婦健康診査	1,088人	728人	-360人
乳児家庭全戸訪問事業	121件	91件	-30件
養育支援訪問事業	62件	62件	0件
子育て短期支援事業（延べ人数）	0人	0人	0人
子育て援助活動支援事業（延べ人数）	0人	0人	0人
一時預かり事業【幼稚園型】（延べ人数）	1,344人	589人	-755人
一時預かり事業【幼稚園型以外】（延べ人数）	1,570人	1,100人	-470人
延長保育事業	135人	85人	-50人
病児・病後児保育事業（延べ人数）	265人	416人	151人
放課後児童健全育成事業	143人	170人	27人

### 3 子育て支援に関するアンケート調査の概要

#### (1) 調査の概要

##### ①調査目的

本調査は、町内に居住する就学前及び就学児童の保護者を対象に、教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等をお聞きし、「第2期鏡野町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」策定の基礎資料とするため実施しました。

##### ②調査対象

就学前児童（0～5歳 475人）

就学児童（小学生 464人）

##### ③調査時期

平成31年2月

##### ④調査方法

郵送による配布・回収

##### ⑤回収結果

就学前児童

配布数	有効回答数	有効回答率
475	252	53.1%

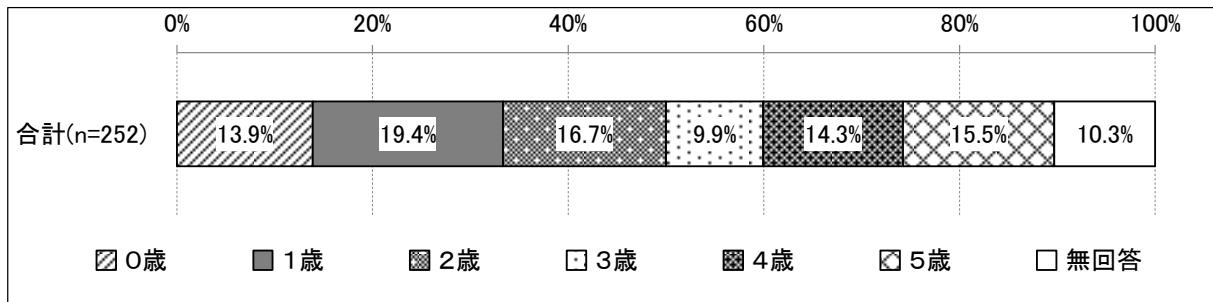
就学児童

配布数	有効回答数	有効回答率
464	239	51.5%

(2) 調査結果（就学前児童）

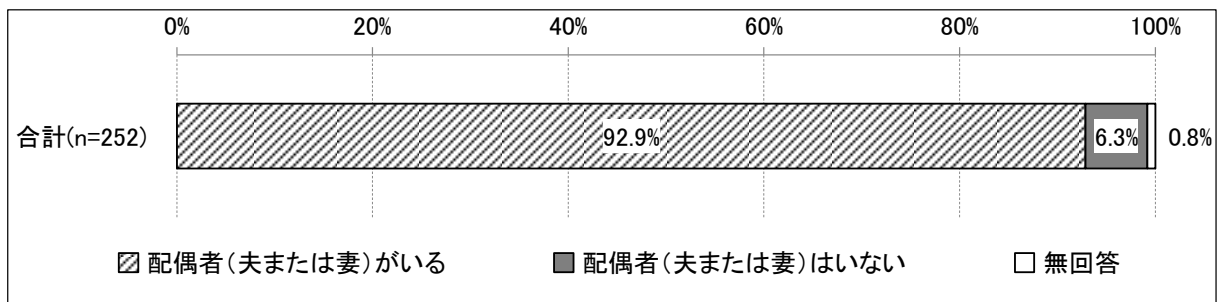
1) お子さんの生年月

「1歳」の割合が19.4%と最も高く、次いで「2歳」の割合が16.7%、「5歳」の割合が15.5%となっています。



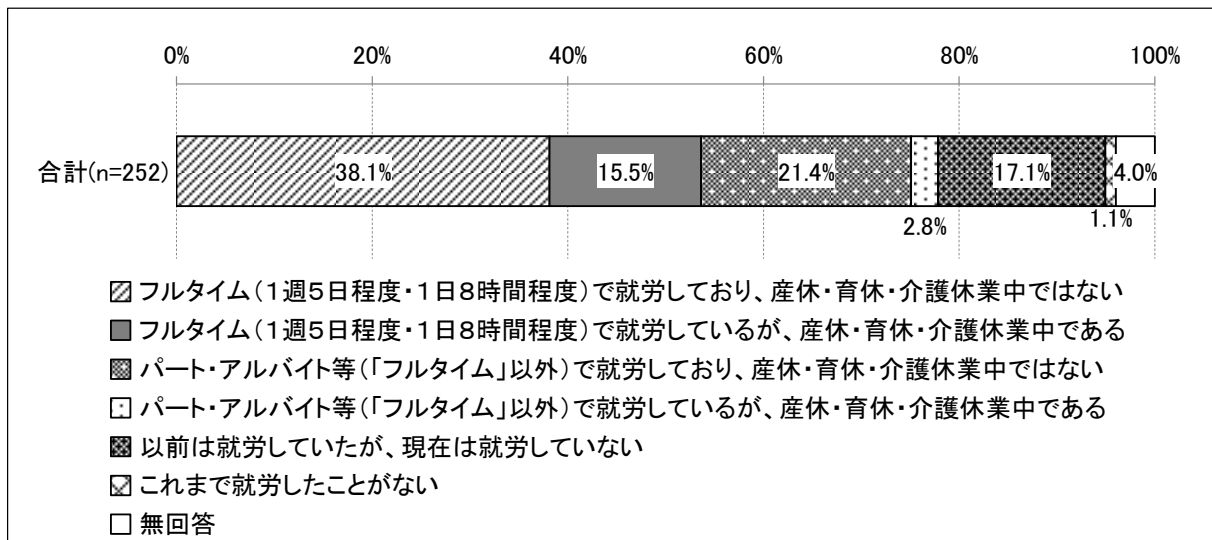
2) 配偶関係の有無

「配偶者（夫または妻）がいる」の割合が92.9%、「配偶者（夫または妻）はいない」の割合が6.3%となっています。

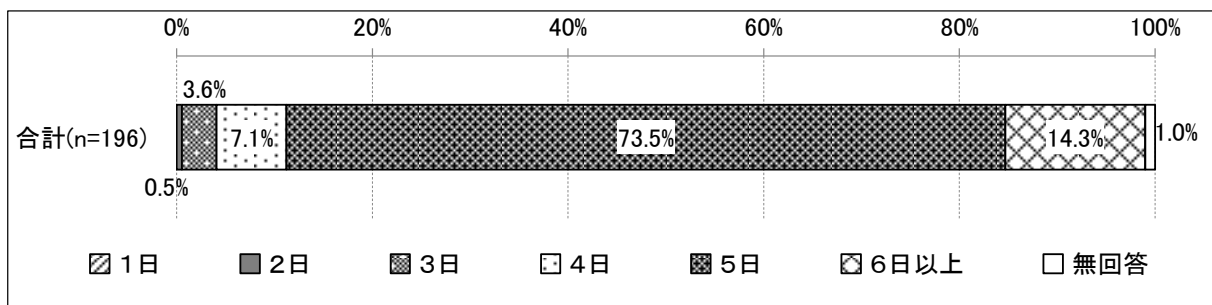


### 3) 子どもの保護者の就労状況について（母親）

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が38.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が21.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が17.1%となっています。



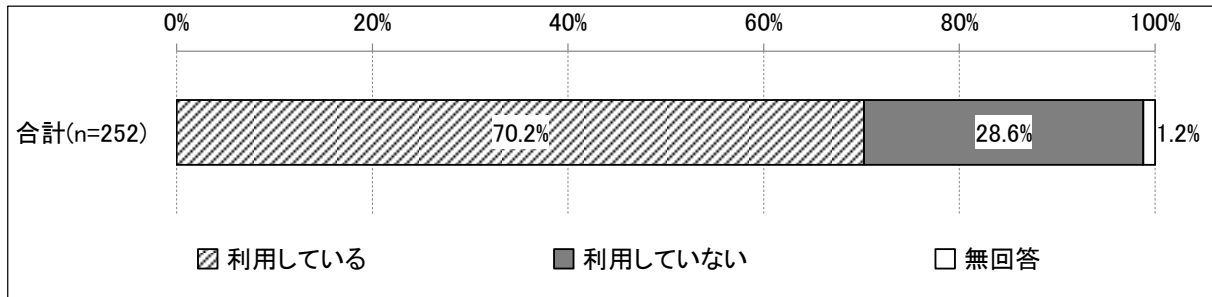
1週あたりの就労日数については、「5日」の割合が73.5%と最も高く、次いで「6日以上」の割合が14.3%となっています。



※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

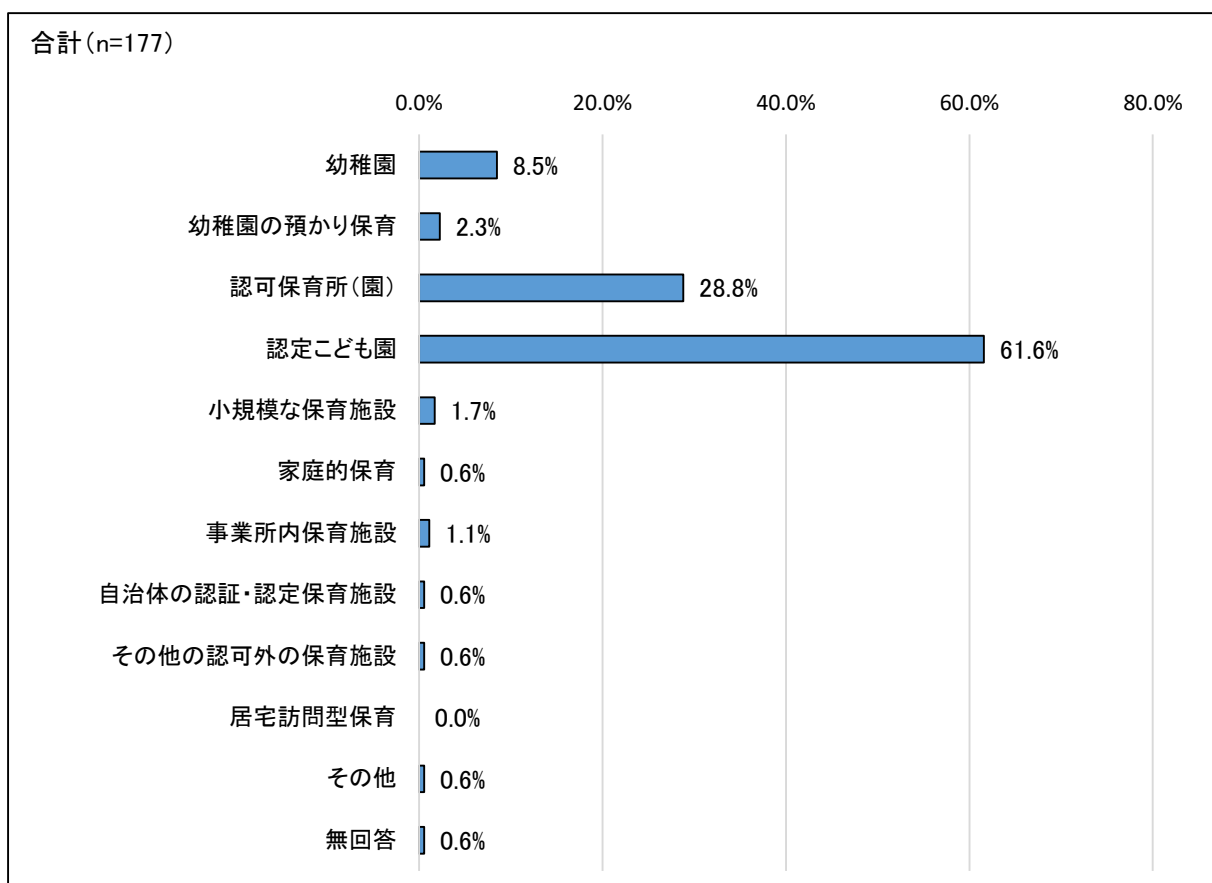
4) 平日の「定期的な教育・保育事業」の利用の有無

「利用している」の割合が70.2%、「利用していない」の割合が28.6%となっています。



5) 平日どのような「定期的な教育・保育事業」を利用しているか

「認定こども園」の割合が61.6%と最も高く、次いで「認可保育所（園）」の割合が28.8%となっています。



年齢別でみると、1～5歳では「認定こども園」の割合が高く、特に2歳では8割を超えています。また、0歳では「認可保育所（園）」の割合が高くなっています。

区分	有効回答数（件）	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所（園）	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	その他	無回答
0歳	4	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1歳	25	0.0%	0.0%	24.0%	72.0%	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2歳	28	0.0%	0.0%	14.3%	85.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3歳	22	4.5%	0.0%	22.7%	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%
4歳	33	21.2%	6.1%	18.2%	63.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5歳	39	2.6%	2.6%	46.2%	51.3%	5.1%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	0.0%	0.0%	2.6%

配偶者の有無別でみると、配偶者がいる方、いない方ともに「認定こども園」の割合が最も高くなっています。また、「認可保育所（園）」の割合も高くなっています。

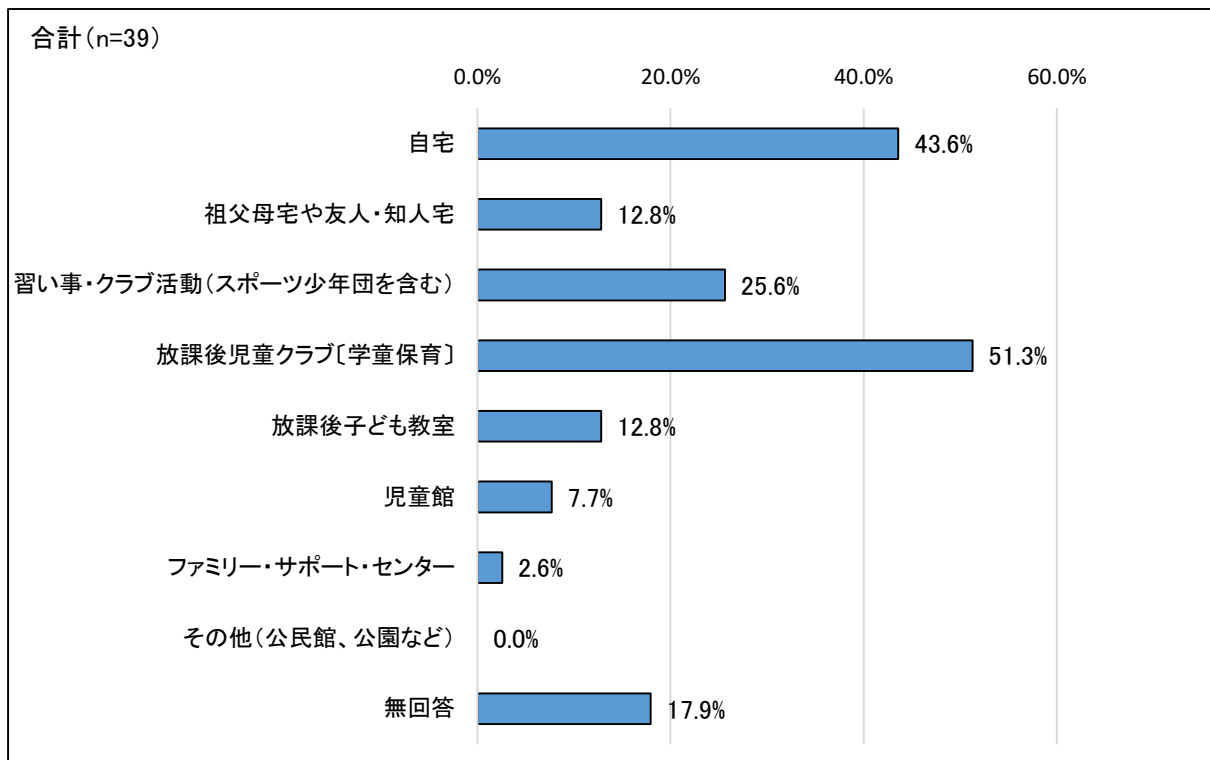
区分	有効回答数（件）	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所（園）	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	その他	無回答
配偶者がいる	162	8.6%	2.5%	27.8%	62.3%	1.9%	0.6%	1.2%	0.6%	0.6%	0.0%	0.6%	0.6%
配偶者はいない	13	0.0%	0.0%	46.2%	53.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

母親の就労状況別でみると、フルタイムとパート・アルバイト等では「認定こども園」の割合が高く、就労していない方では「幼稚園」の割合が高くなっています。

区分	有効回答数(件)	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所(園)	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	その他	無回答
フルタイム	102	4.9%	2.9%	29.4%	65.7%	1.0%	1.0%	2.0%	1.0%	1.0%	0.0%	1.0%	1.0%
パート・アルバイト等	52	1.9%	0.0%	32.7%	61.5%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労していない	18	50.0%	5.6%	11.1%	38.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

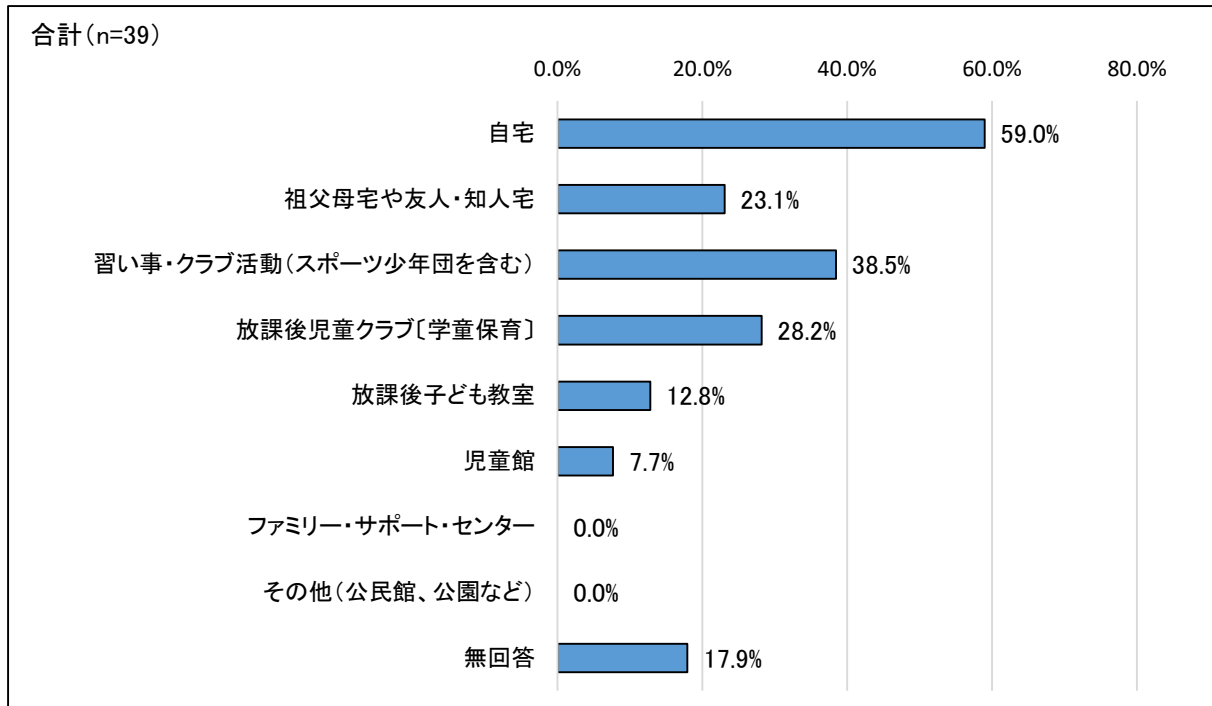
**6) 小学校低学年(1~3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいか**

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が51.3%と最も高く、次いで「自宅」の割合が43.6%、「習い事・クラブ活動(スポーツ少年団を含む)」の割合が25.6%となっています。



7) 小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をど  
のような場所で過ごさせたいか

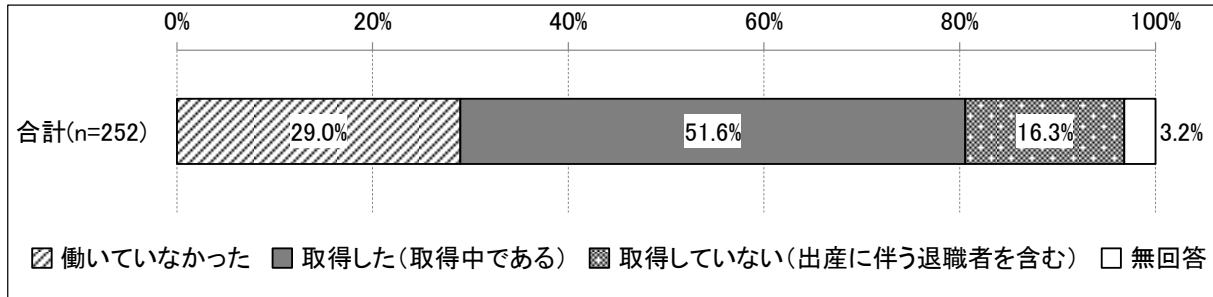
「自宅」の割合が59.0%と最も高く、次いで「習い事・クラブ活動(スポーツ少年団を含む)」の割合が38.5%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が28.2%となっています。



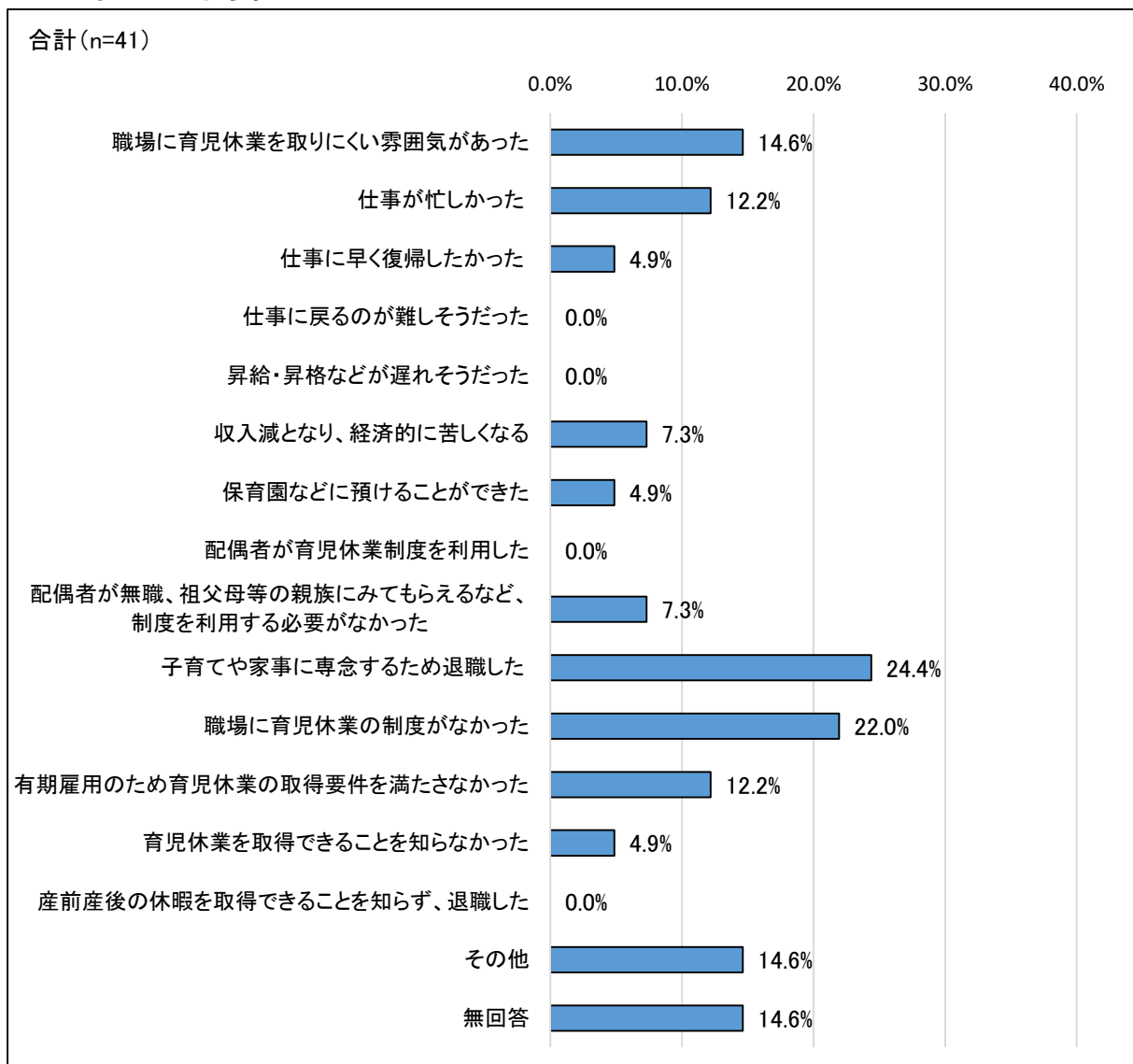


### 8) 育児休業の取得状況（母親）

「取得した（取得中である）」の割合が 51.6%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 29.0%、「取得していない（出産に伴う退職者を含む）」の割合が 16.3%となっています。

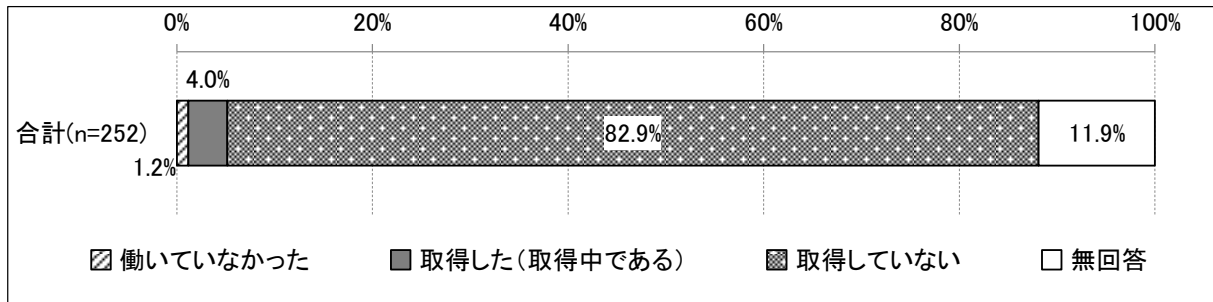


また、「取得していない（出産に伴う退職者を含む）」を選んだ方の取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 24.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が 22.0%となっています。

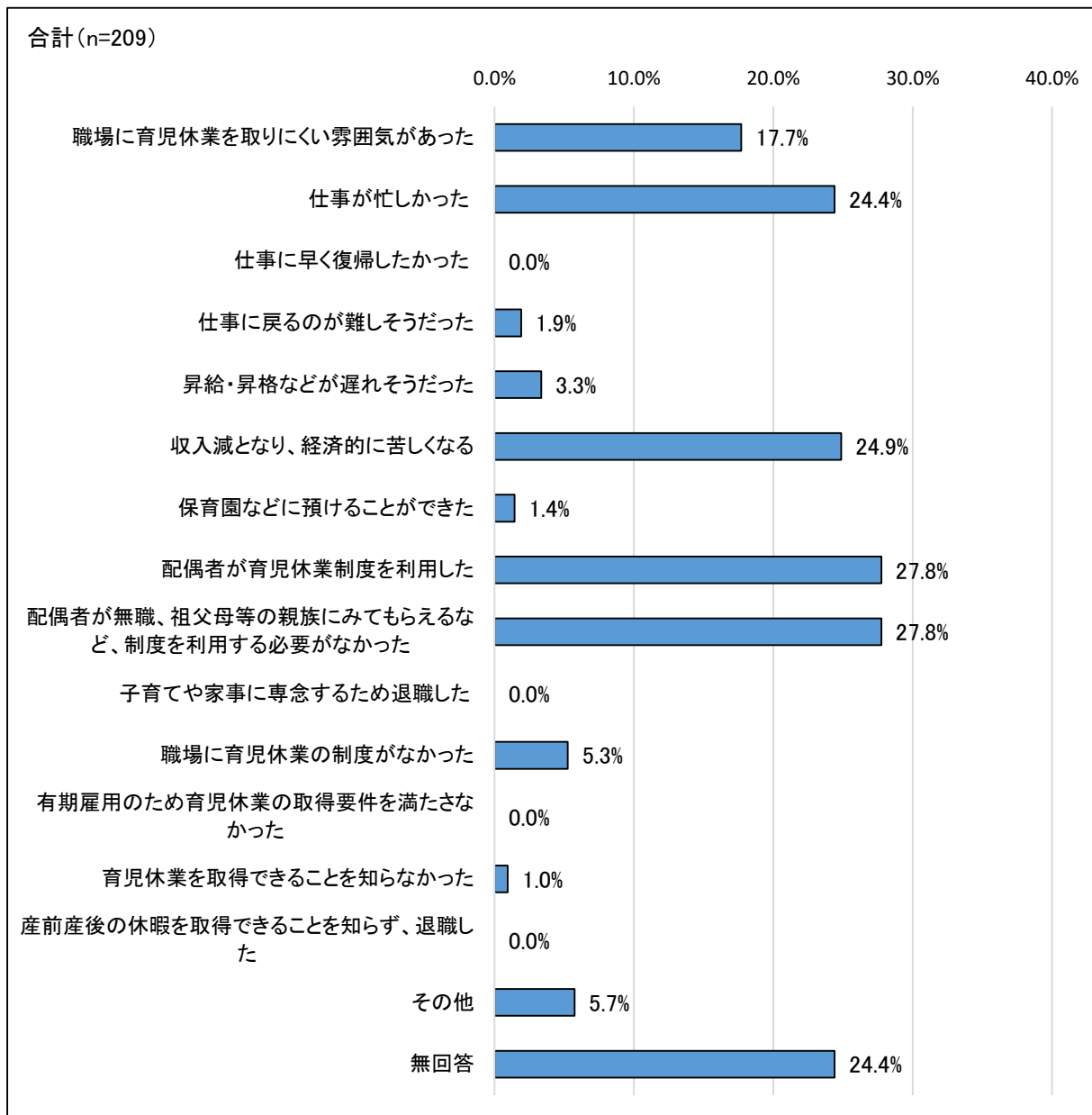


## 9) 育児休業の取得状況（父親）

「取得していない」の割合が82.9%と最も高くなっています。

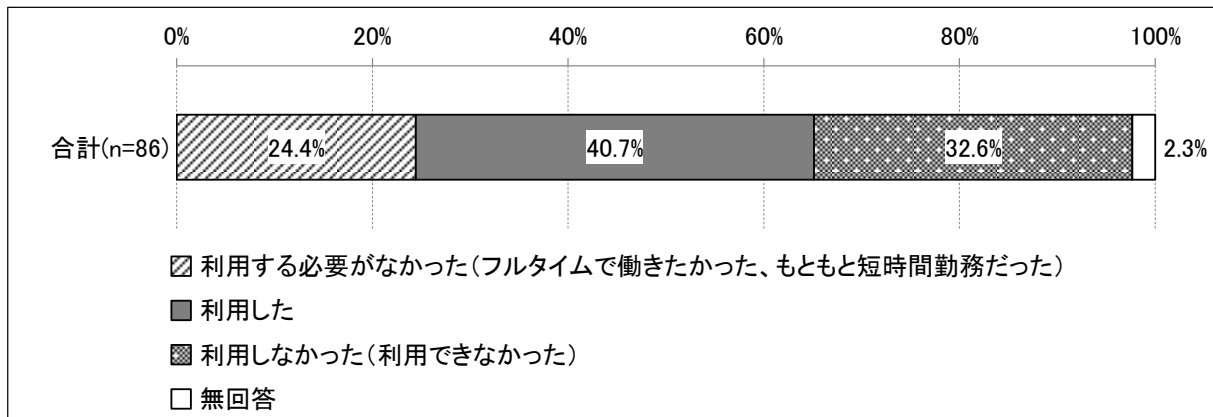


また、「取得していない（出産に伴う退職者を含む）」を選んだ方の取得していない理由については、「配偶者が育児休業制度を利用した」、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が27.8%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が24.9%となっています。

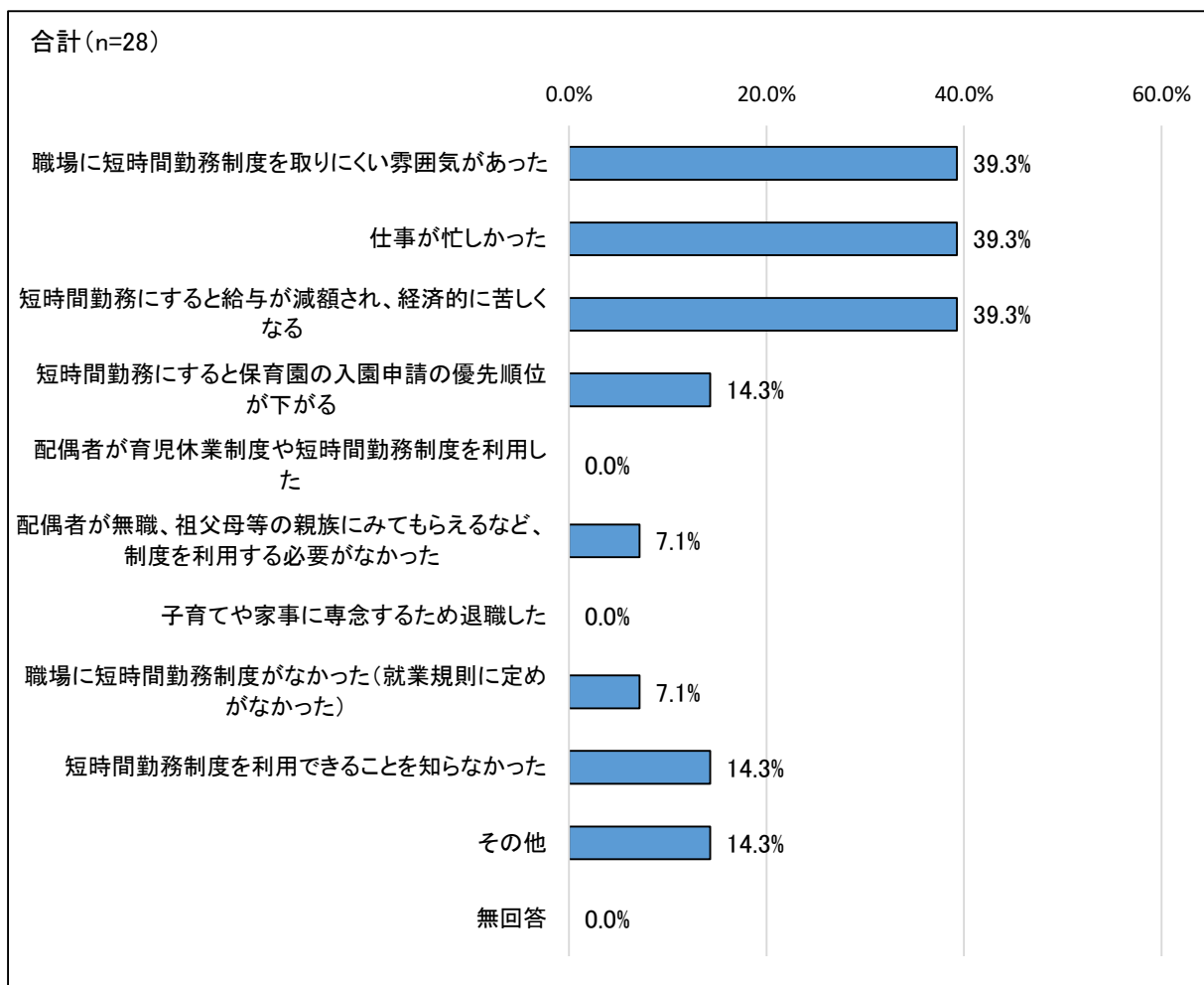


10) 育児休業からの職場復帰時の短時間勤務制度の利用状況（母親）

「利用した」の割合が40.7%と最も高く、次いで「利用しなかった（利用できなかった）」の割合が32.6%、「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」の割合が24.4%となっています。



また、短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由については、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」の割合が39.3%と最も高くなっています。



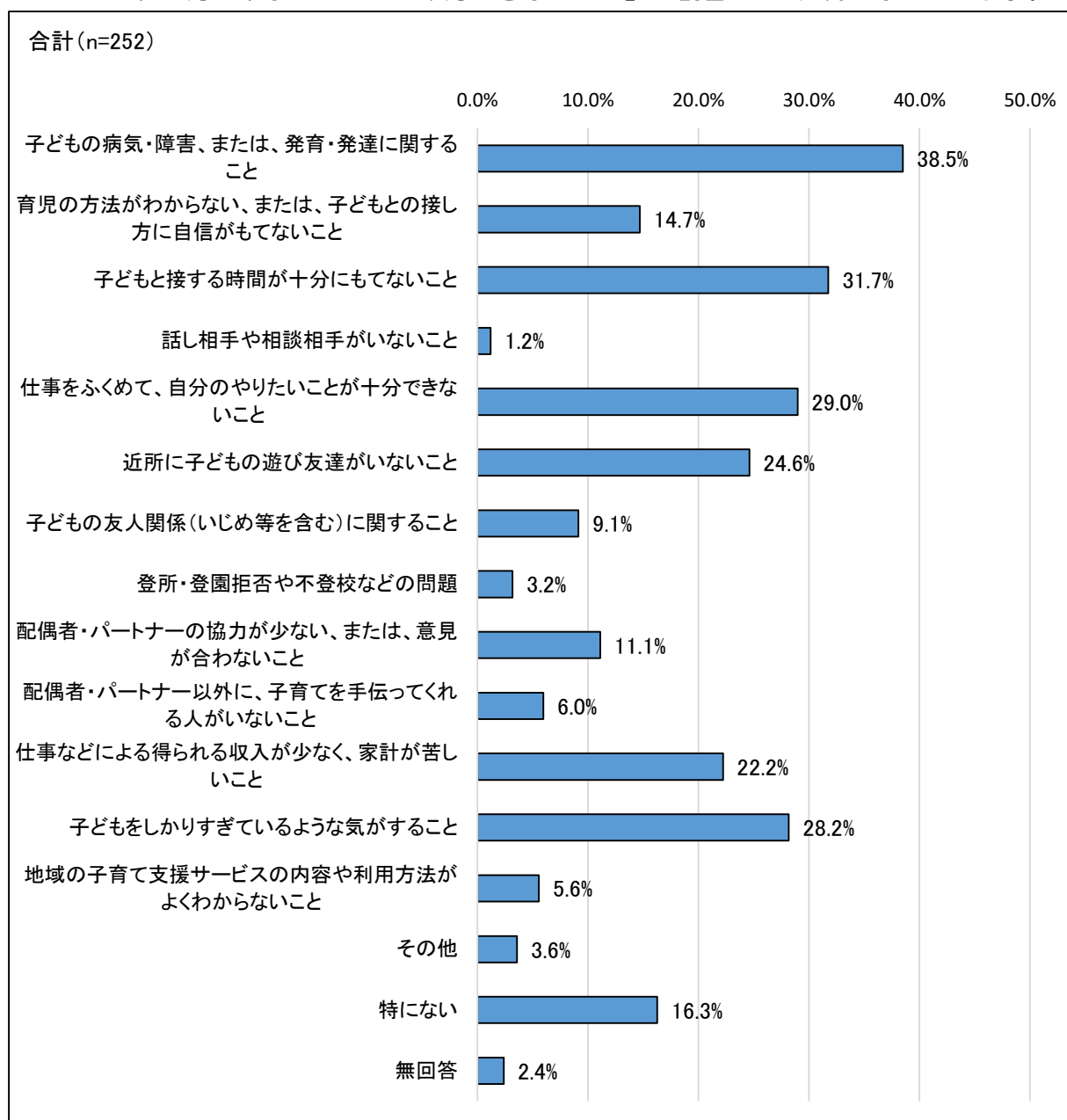
### 11) 育児休業からの職場復帰時の短時間勤務制度の利用状況（父親）

「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」が6件、「利用しなかった（利用できなかった）」が3件となっています。

また、短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由については、「短時間勤務制度を利用できることを知らなかった」が2件、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が1件となっています。

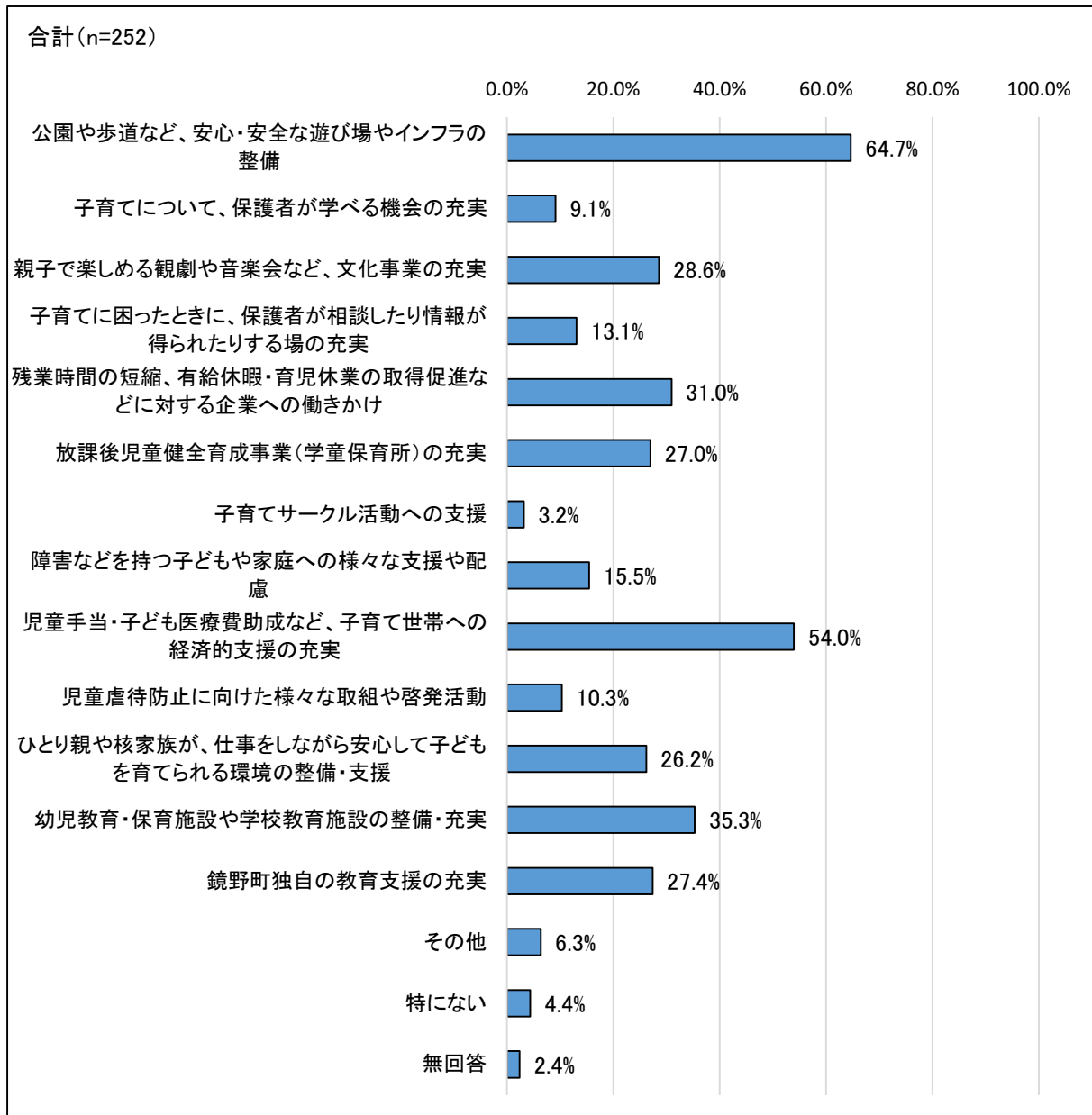
### 12) 子育てについて、日頃悩んでいることや気になること

「子どもの病気・障害、または、発育・発達に関すること」の割合が38.5%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が十分にもてないこと」の割合が31.7%、「仕事をふくめて、自分のやりたいことが十分できないこと」の割合が29.0%となっています。



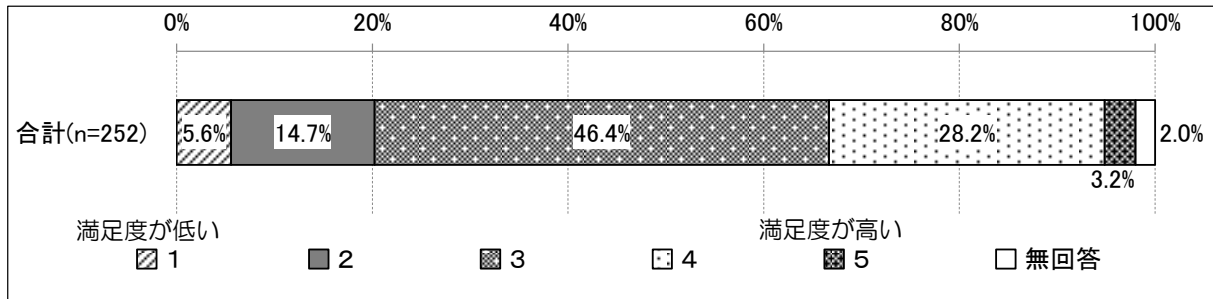
13) 町に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しているか

「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」の割合が64.7%と最も高く、次いで「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」の割合が54.0%、「幼児教育・保育施設や学校教育施設の整備・充実」の割合が35.3%となっています。



#### 14) 本町における子育ての環境や支援への満足度

「3」の割合が46.4%と最も高く、次いで「4」の割合が28.2%、「2」の割合が14.7%となっています。



年齢別でみると、1～2歳、4～5歳で「3」の割合が高くなっています。また、「4」、「5」をあわせた“本町における子育ての環境や支援について満足している”をみると、3歳が44.0%と最も高くなっています。

区分	有効回答数(件)	1	2	3	4	5	“満足度が高い” 〔4〕+〔5〕
0歳	35	2.9%	14.3%	40.0%	42.9%	0.0%	42.9%
1歳	49	6.1%	16.3%	46.9%	26.5%	2.0%	28.5%
2歳	42	7.1%	9.5%	45.2%	31.0%	4.8%	35.8%
3歳	25	8.0%	12.0%	32.0%	36.0%	8.0%	44.0%
4歳	33	8.3%	11.1%	52.8%	22.2%	2.8%	25.0%
5歳	39	2.6%	15.4%	61.5%	17.9%	0.0%	17.9%

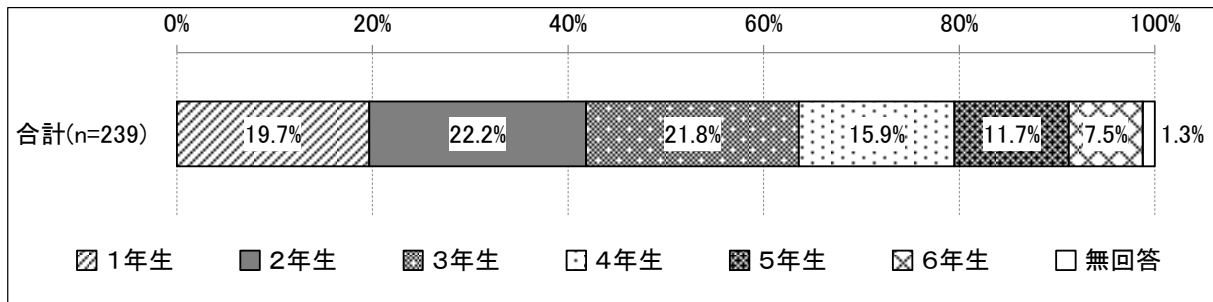
配偶者の有無別でみると、配偶者がいる方、いない方ともに「3」の割合が高くなっています。また、「4」、「5」をあわせた“本町における子育ての環境や支援について満足している”をみると、配偶者はいない方が37.5%と最も高くなっています。

区分	有効回答数(件)	1	2	3	4	5	“満足度が高い” 〔4〕+〔5〕
配偶者がいる	234	6.0%	14.1%	46.6%	27.8%	3.4%	31.2%
配偶者はいない	16	0.0%	12.5%	50.0%	37.5%	0.0%	37.5%

(3) 調査結果（就学児童）

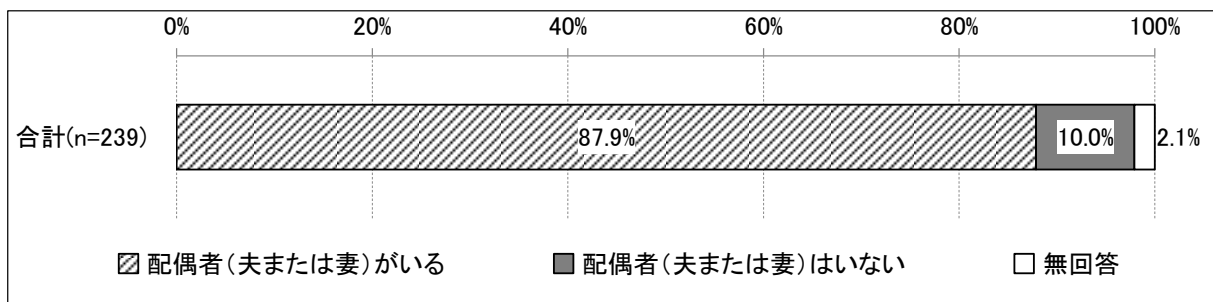
1) お子さんの学年

「2年生」の割合が22.2%と最も高く、次いで「3年生」の割合が21.8%、「1年生」の割合が19.7%となっています。



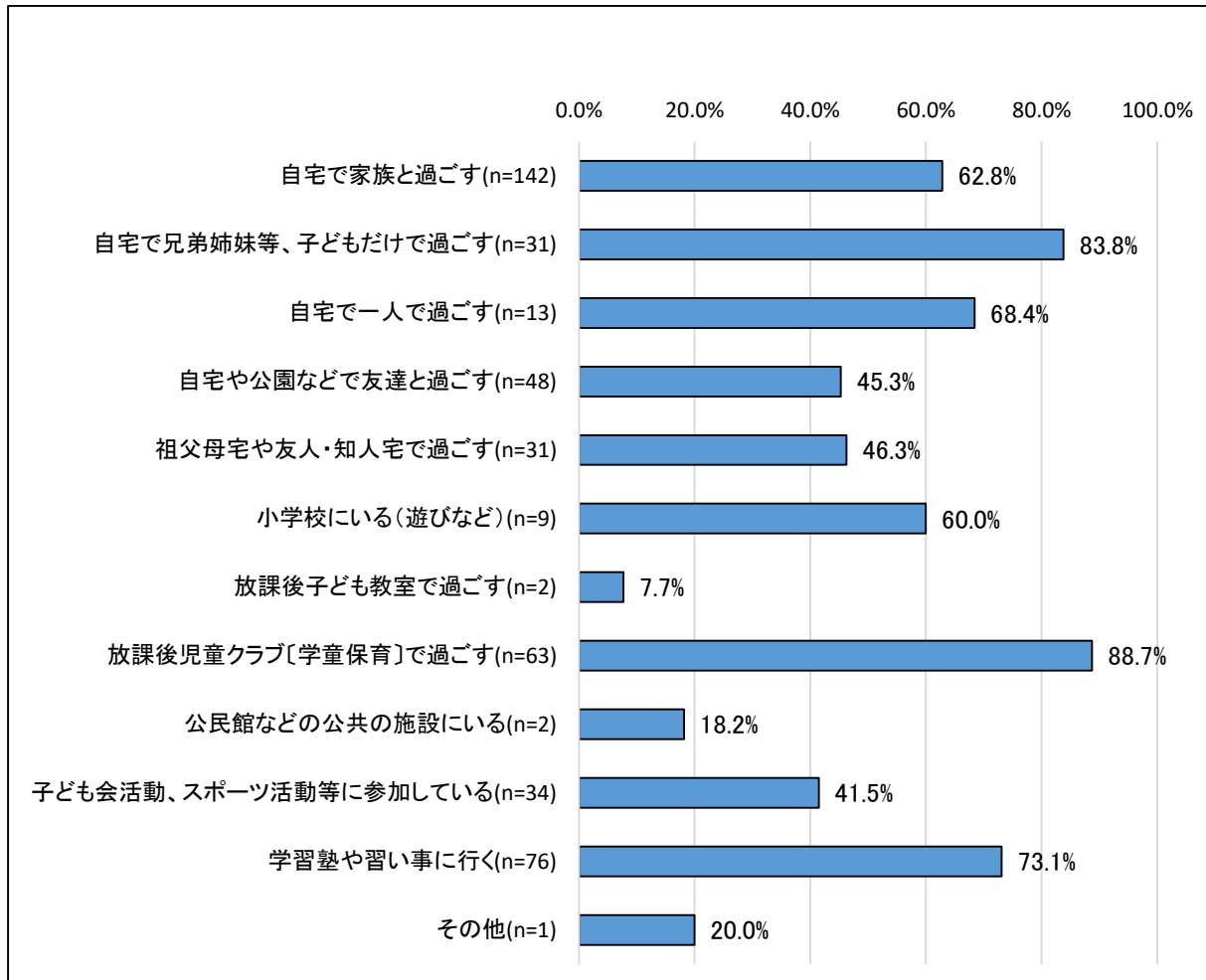
2) 配偶関係の有無

「配偶者（夫または妻）がいる」の割合が87.9%、「配偶者（夫または妻）はいない」の割合が10.0%となっています。



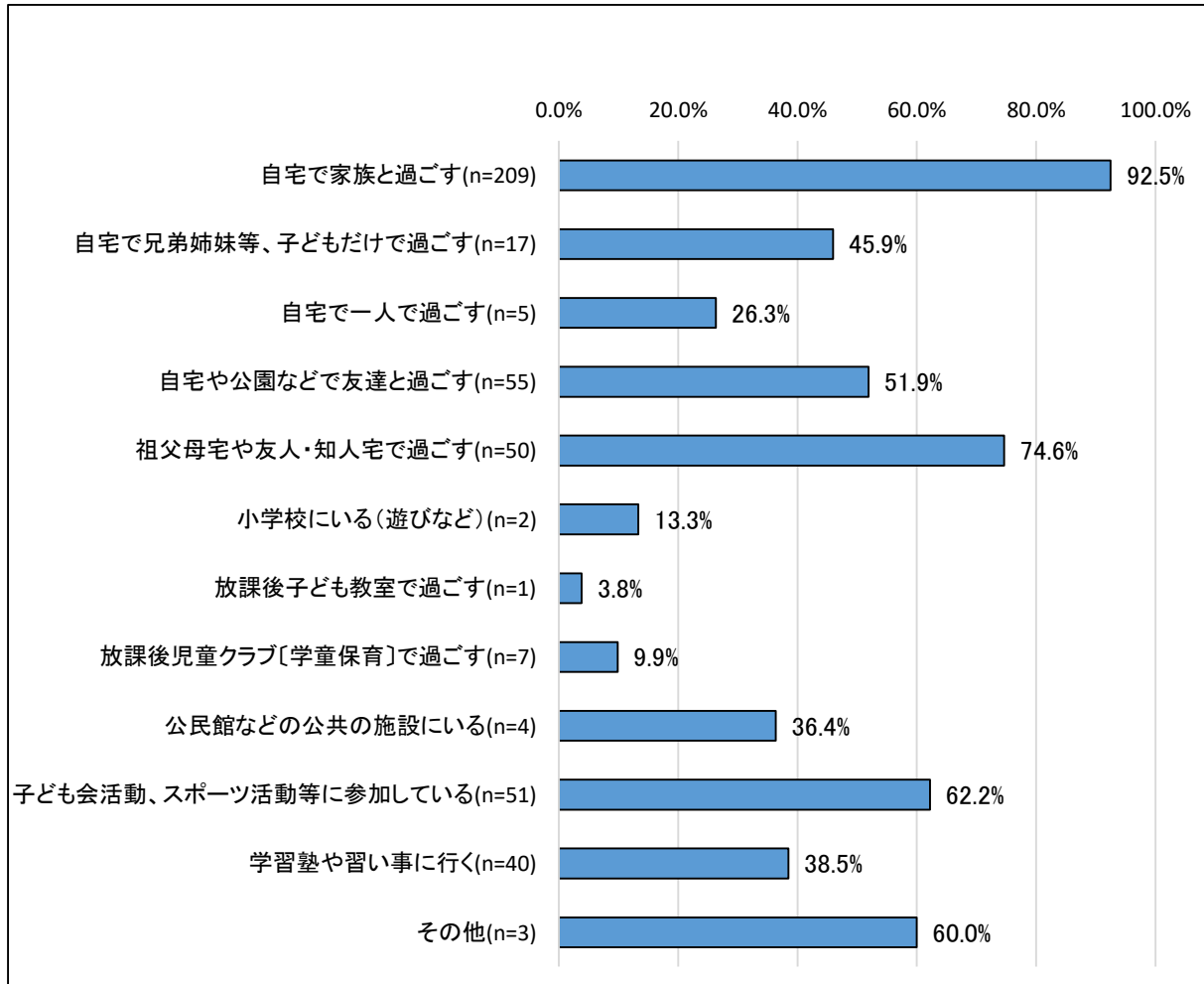
### 3) 平日の放課後や休日の過ごし方

平日の放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ〔学童保育〕で過ごす」の割合が 88.7%と最も高く、次いで「自宅で兄弟姉妹等、子どもだけで過ごす」の割合が 83.8%、「学習塾や習い事に行く」の割合が 73.1%となっています。

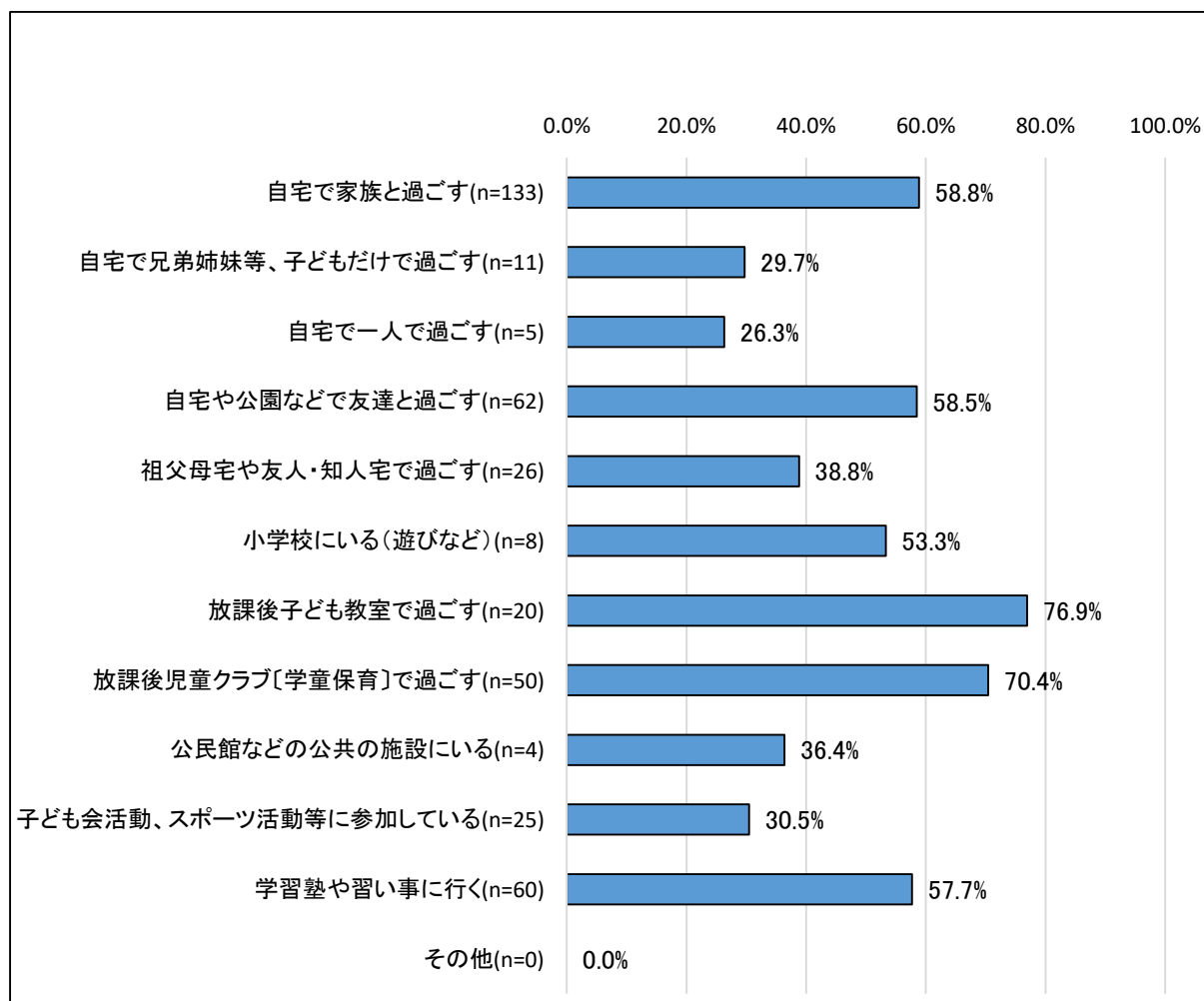




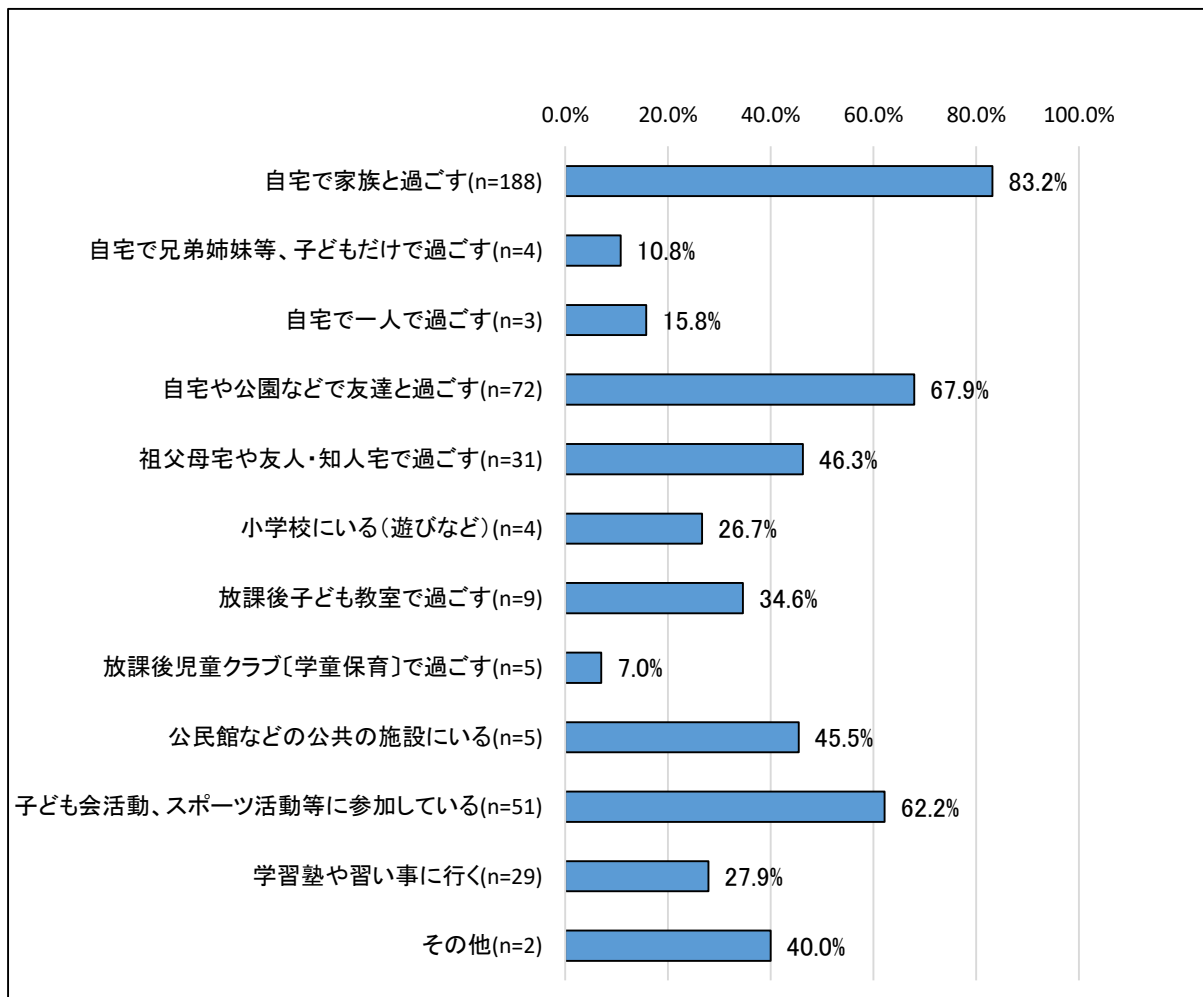
休日の過ごし方については、「自宅で家族と過ごす」の割合が92.5%と最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅で過ごす」の割合が74.6%、「子ども会活動、スポーツ活動等に参加している」の割合が62.2%となっています。



希望する平日の放課後の過ごし方については、「放課後子ども教室で過ごす」の割合が76.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕で過ごす」の割合が70.4%、「自宅で家族と過ごす」の割合が58.8%となっています。

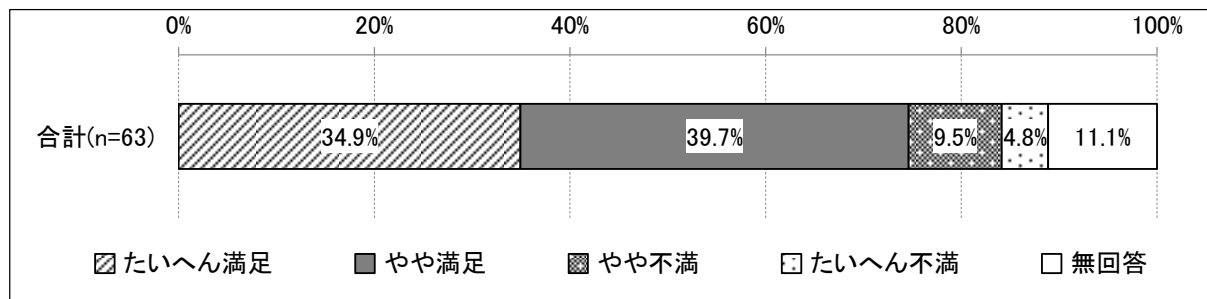


希望する休日の過ごし方については、「自宅で家族と過ごす」の割合が83.2%と最も高く、次いで「自宅や公園などで友達と過ごす」の割合が67.9%、「子ども会活動、スポーツ活動等に参加している」の割合が62.2%となっています。



#### 4) 放課後児童クラブについて、どのように感じるか

「やや満足」の割合が39.7%と最も高く、次いで「たいへん満足」の割合が34.9%となっています。

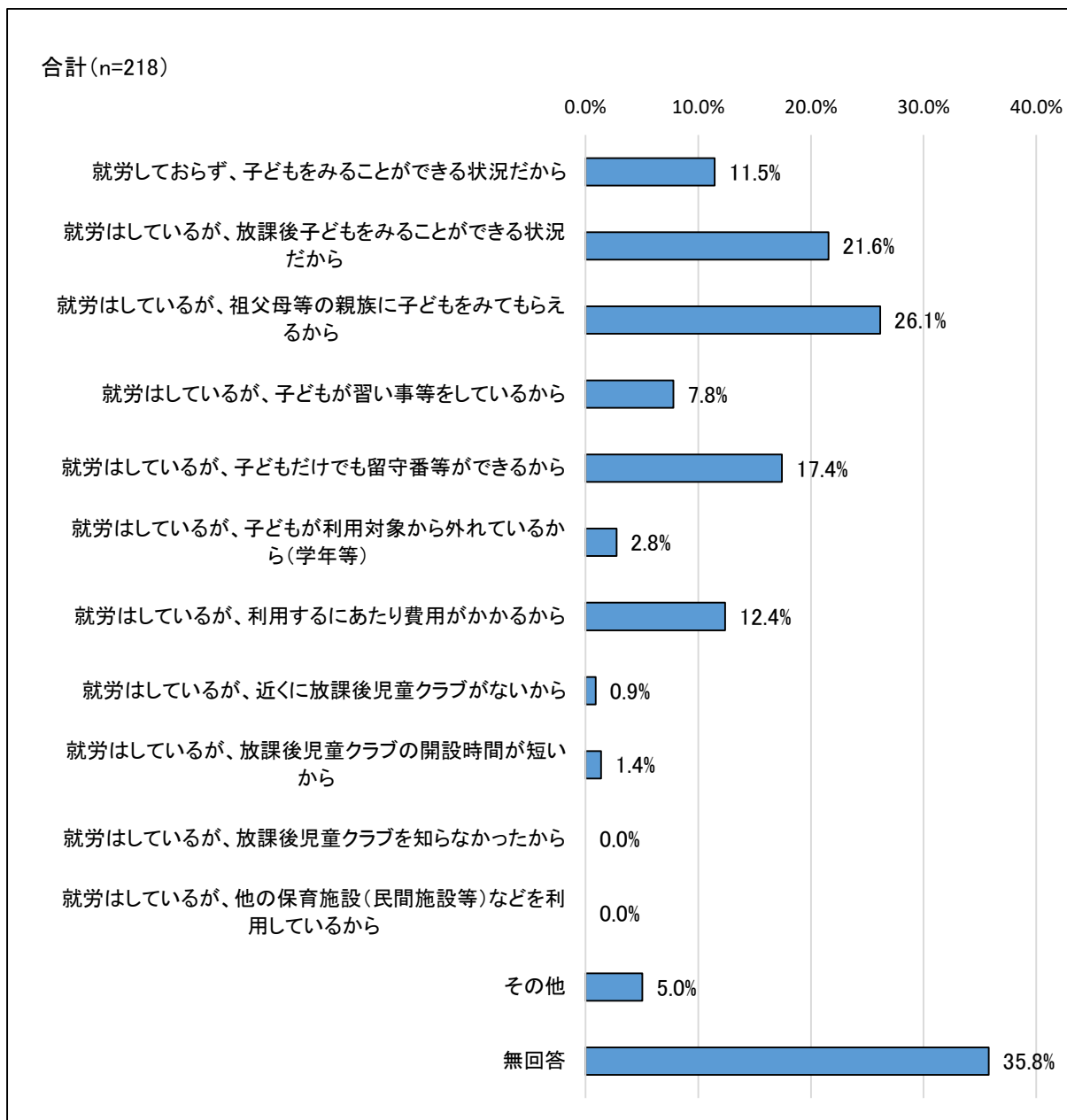


学年別で「たいへん満足」、「やや満足」をあわせた“放課後児童クラブについて満足している”でみると、3年生の割合が88.9%と最も高く、次いで4年生の割合が87.5%、2年生の割合が75.0%となっています。

区分	有効回答数(件)	たいへん満足	やや満足	やや不満	たいへん不満	無回答	放課後児童クラブについて満足している (たいへん満足+やや満足)
1年生	22	22.7%	40.9%	13.6%	4.5%	18.2%	63.6%
2年生	24	37.5%	37.5%	8.3%	8.3%	8.3%	75.0%
3年生	9	33.3%	55.6%	0.0%	0.0%	11.1%	88.9%
4年生	8	62.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	87.5%
5年生	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6年生	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

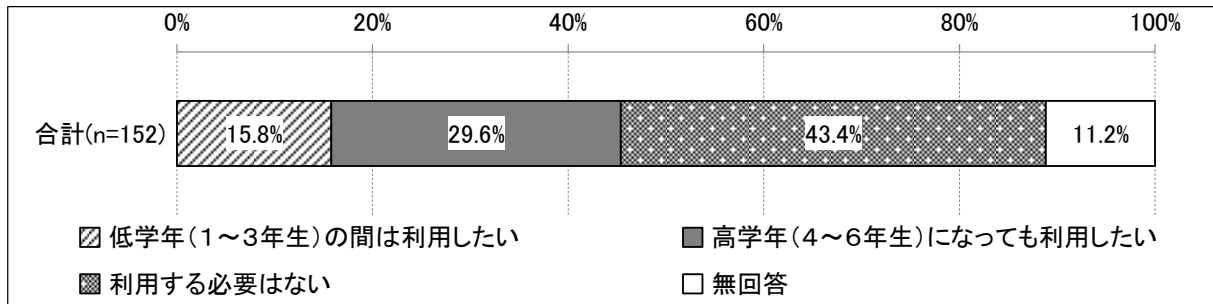
5) 放課後児童クラブを利用していない理由（「③平日の放課後や休日の過ごし方」で放課後児童クラブを選ばなかった方）

「就労はしているが、祖父母等の親族に子どもをみてもらえるから」の割合が26.1%と最も高く、次いで「就労はしているが、放課後子どもをみることができる状況だから」の割合が21.6%、「就労はしているが、子どもだけでも留守番等ができるから」の割合が17.4%となっています。



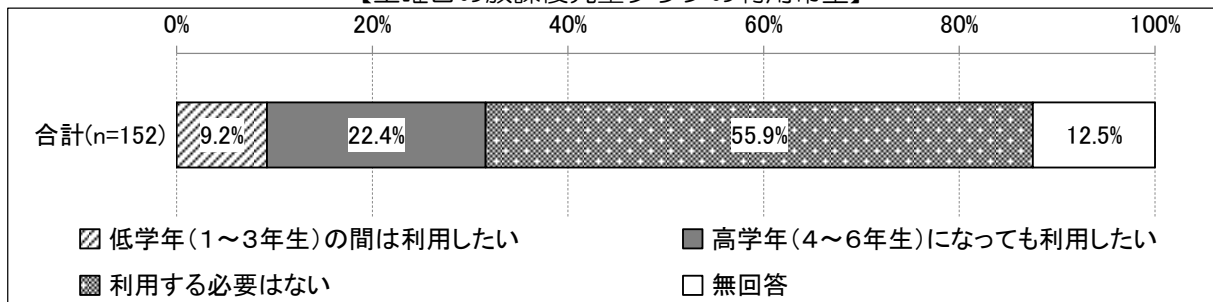
6) 低学年（1～3年生）のうちは放課後（平日の小学校終了後）の時間に「放課後児童クラブ」を利用させたいか。また高学年（4～6年生）になっても放課後（平日の小学校終了後）の時間に利用させたいか

「利用する必要はない」の割合が 43.4%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が 29.6%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」の割合が 15.8%となっています。



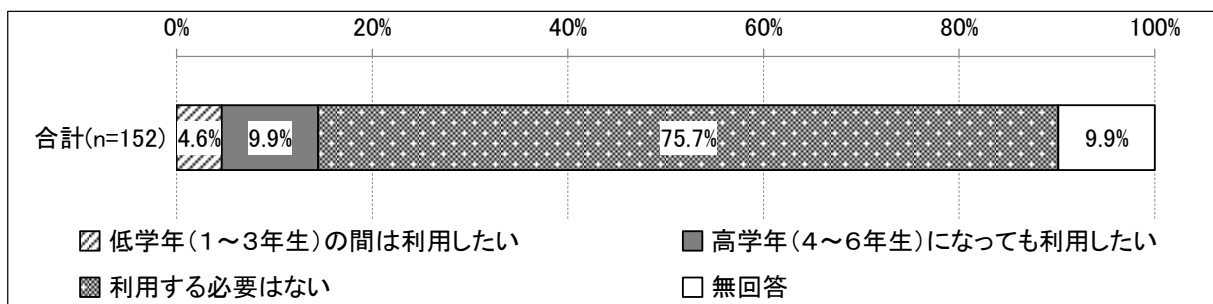
7) 土曜日と日曜日・祝日、夏休み・冬休み等の長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望  
土曜日については、「利用する必要はない」の割合が 55.9%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が 22.4%となっています。

【土曜日の放課後児童クラブの利用希望】

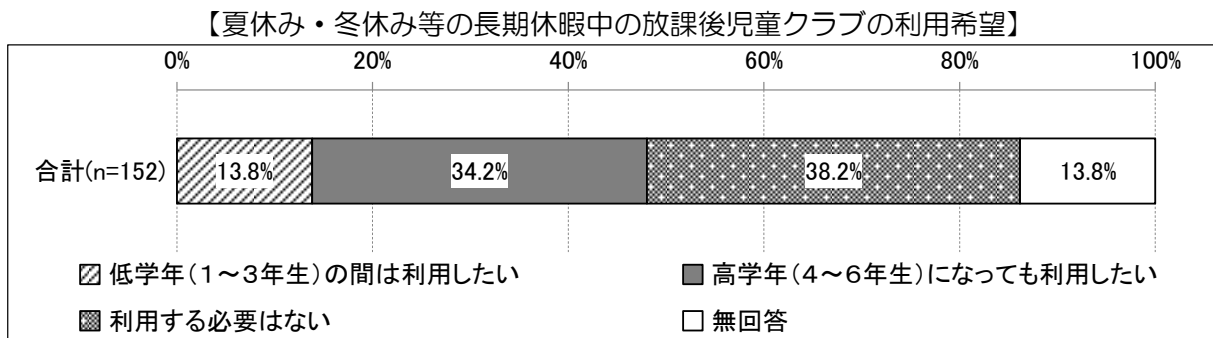


日曜日・祝日については、「利用する必要はない」の割合が 75.7%と最も高くなっています。

【日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望】

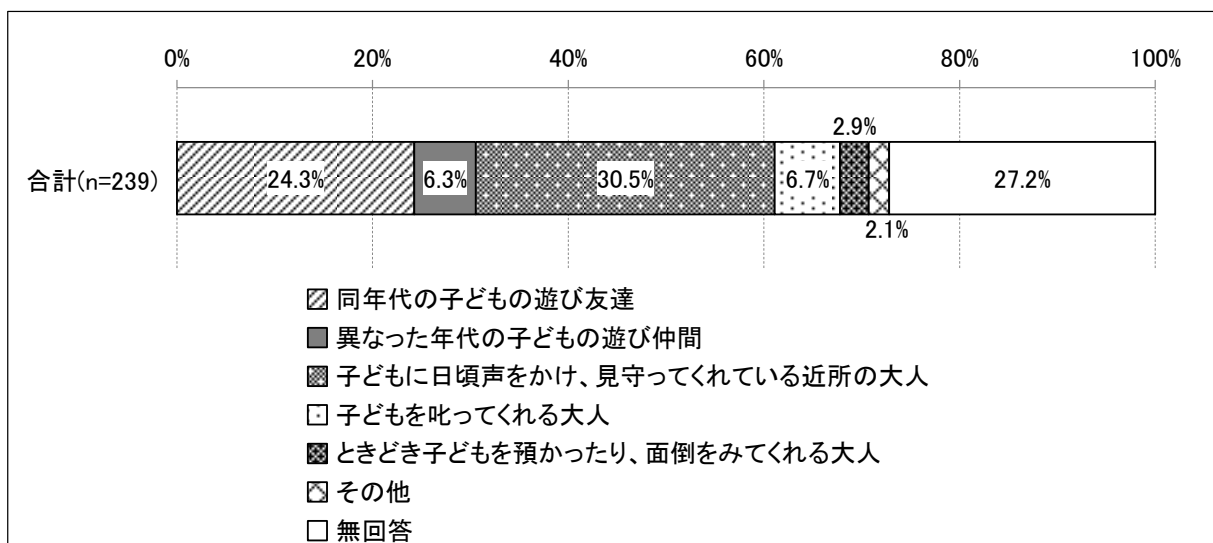


夏休み・冬休み等の長期休暇中については、「利用する必要はない」の割合が 38.2%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が 34.2%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」の割合が 13.8%となっています



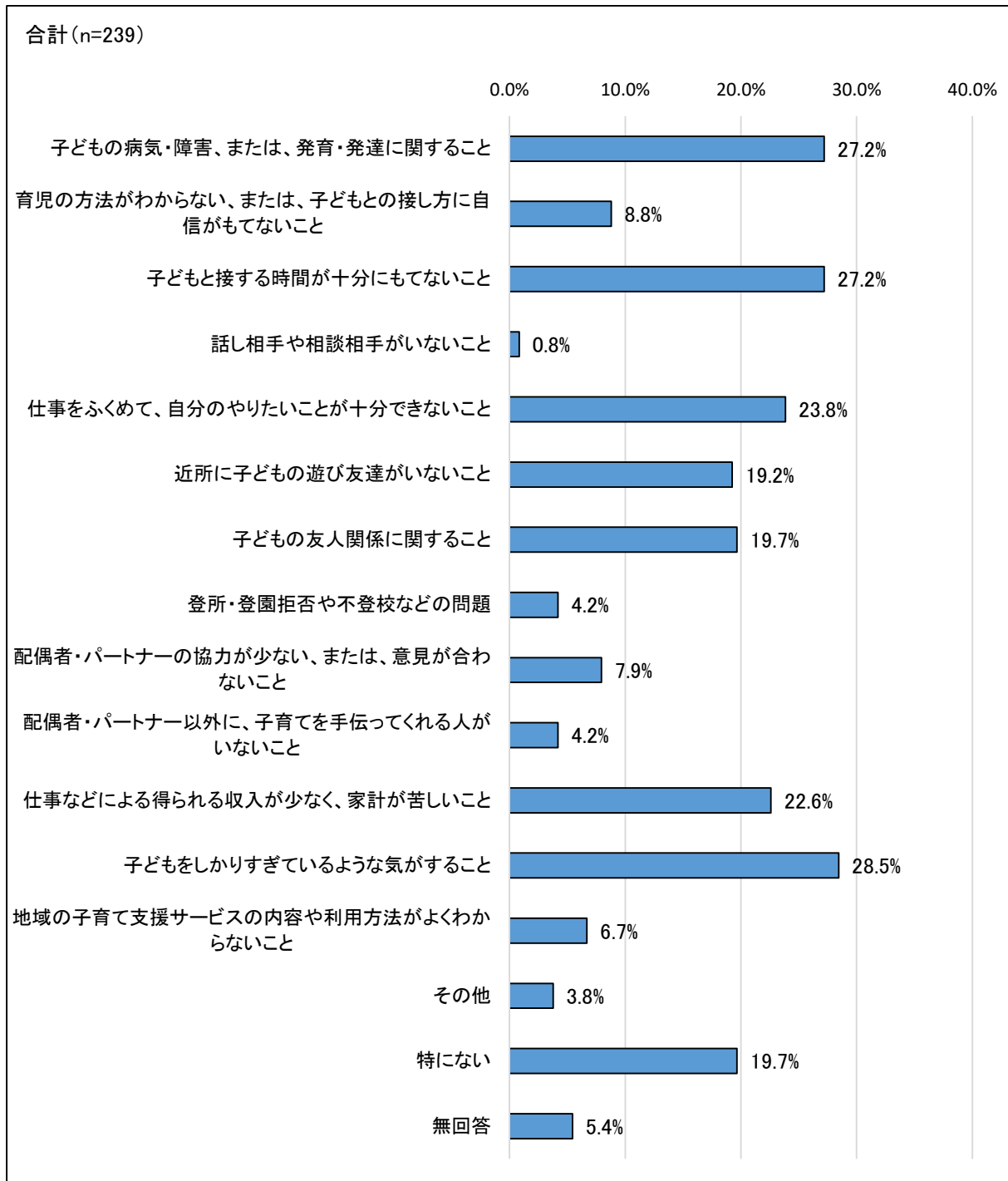
### 8) 子どもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるもの

「子どもに日頃声をかけ、見守ってくれている近所の大人」の割合が 30.5%と最も高く、次いで「同年代の子どもの遊び友達」の割合が 24.3%となっています。



### 9) 子育てについて、日頃悩んでいることや気になること

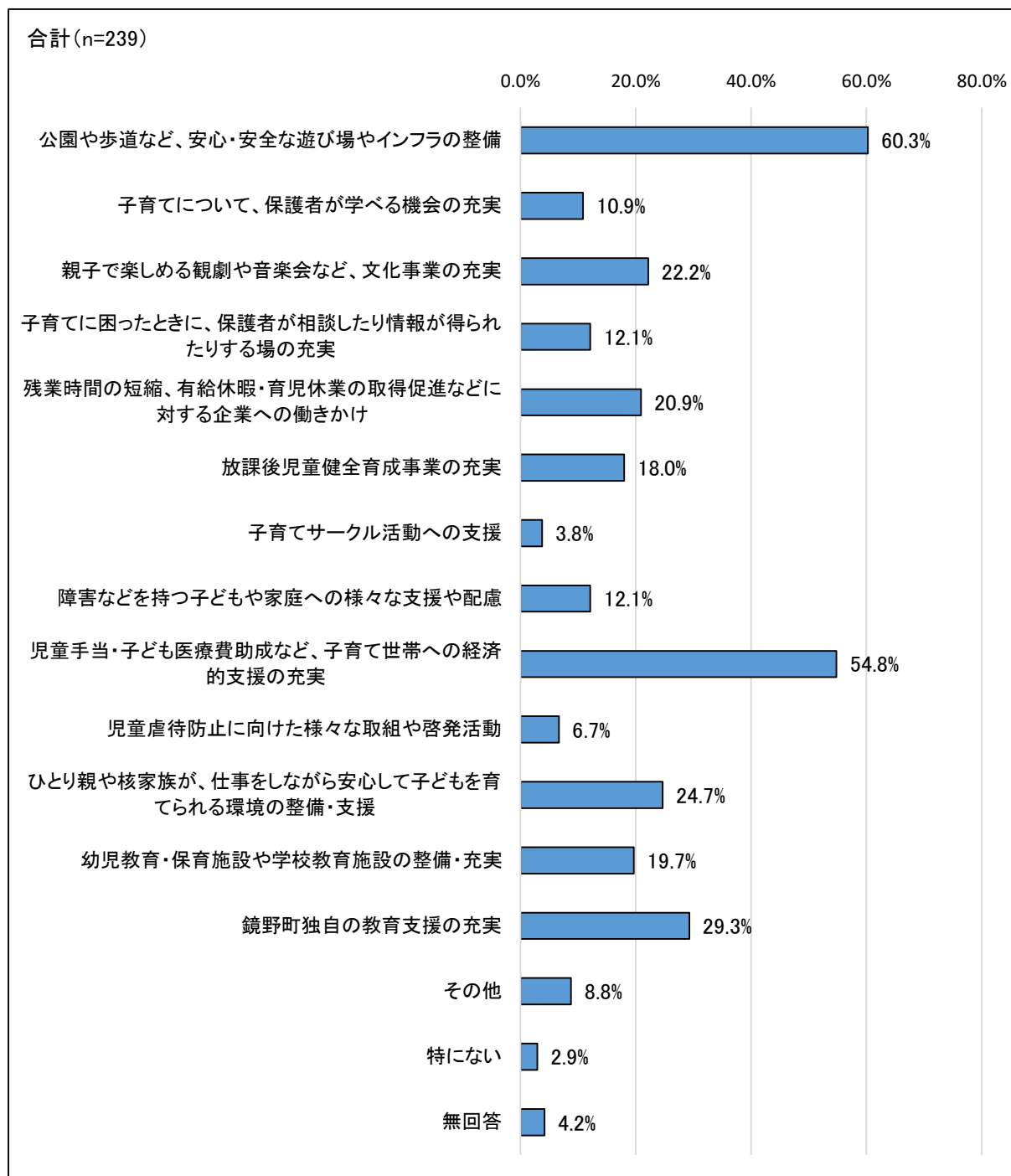
「子どもをしかりすぎているような気がする」との割合が28.5%と最も高く、次いで「子どもの病気・障害、または、発育・発達に関すること」、「子どもと接する時間が十分にもてないこと」の割合が27.2%、「仕事をふくめて、自分のやりたいことが十分できないこと」の割合が23.8%となっています。





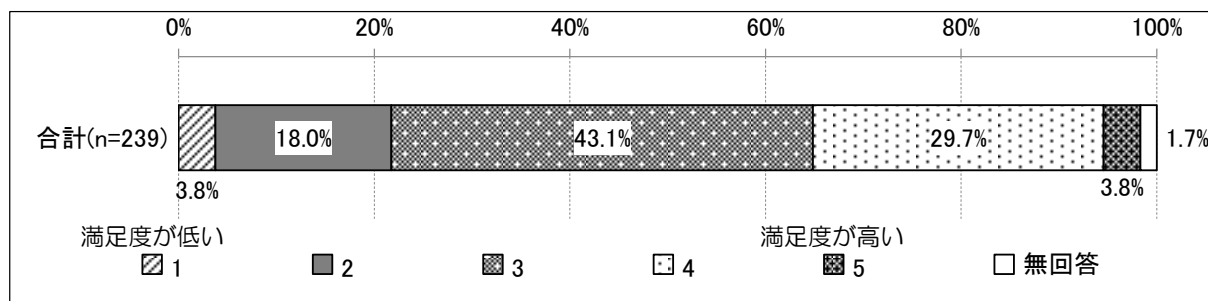
10) 町に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しているか

「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」の割合が60.3%と最も高く、次いで「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」の割合が54.8%、「鏡野町独自の教育支援の充実」の割合が29.3%となっています。



### 11) 本町における子育ての環境や支援への満足度

「3」の割合が43.1%と最も高く、次いで「4」の割合が29.7%、「2」の割合が18.0%となっています。



学年別で「4」、「5」をあわせた“鏡野町における子育ての環境や支援について満足している”でみると、5年生の割合が53.5%と最も高く、次いで3年生の割合が42.3%、2年生の割合が34.0%となっています。

区分	有効回答数(件)	1	2	3	4	5	無回答	“満足度が高い” (「4」+「5」)
1年生	47	8.5%	21.3%	42.6%	21.3%	0.0%	6.4%	21.3%
2年生	53	1.9%	17.0%	45.3%	32.1%	1.9%	1.9%	34.0%
3年生	52	1.9%	15.4%	40.4%	36.5%	5.8%	0.0%	42.3%
4年生	38	0.0%	18.4%	55.3%	18.4%	7.9%	0.0%	26.3%
5年生	28	7.1%	14.3%	25.0%	46.4%	7.1%	0.0%	53.5%
6年生	18	0.0%	27.8%	44.4%	27.8%	0.0%	0.0%	27.8%

配偶者の有無別で「4」、「5」をあわせた“鏡野町における子育ての環境や支援について満足している”でみると、配偶者(夫または妻)はいない方のほうが配偶者(夫または妻)がいる方より割合が高くなっています。

区分	有効回答数(件)	1	2	3	4	5	無回答	“満足度が高い” (「4」+「5」)
配偶者(夫または妻)がいる	210	2.9%	18.6%	43.8%	29.0%	3.8%	1.9%	32.8%
配偶者(夫または妻)はいない	24	8.3%	12.5%	33.3%	41.7%	4.2%	0.0%	45.9%

## 4 団体・事業所等アンケート調査の概要

### (1) 調査の概要

#### ①調査目的

町の各団体・事業所等の皆様に、現在の活動状況や抱えている課題、子育て支援についての要望・提案等をお聞きし、本計画策定の基礎資料とするため実施しました。

#### ②調査対象

子育て支援センターなど子育て支援に関わる各団体・事業所

### (2) 調査結果

#### ①団体・事業所等の現状と課題

- 職員・ボランティアの新旧交代も進んでおり、人材の確保が大きな課題であり、子育て支援者の養成・増員が急務です。
- 重症心身障害児(者)を対象とした、児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護のサービスを提供しています。在宅での介護の負担増による、入浴や送迎等の生活支援、レスパイト等の家族支援に対する充実が求められる中、設備、人手不足等の理由から支援が追いついていない現状があります。
- 地域の方との関係の希薄化により、つながりがなく、災害などの緊急な時の対応ができないのではないかと地域から不安の声があります。
- 支援者や支援機関の数には限りがあるので、親が子どもを育てていけるスキルや知識を身につけていけるよう支援が必要。
- 事業所の部屋数、広さ、駐車場の狭さなどがあり、保護者の方より、保護者向けの勉強会や茶話会などの要望がありますが、開催することが難しい状況です。
- 医療ニーズが高い児童にとって距離の離れた事業所に通うことは、体力的に負担が高いことであり、それを支えるには、家族の送迎か、事業所の送迎のどちらかに限られているのが現状です。どちらも体力や資力を奪われており、各方面に散らばった医療ケアの必要な児童を、事業所まで安全にたどりつけるような行政の支援を頂きたい。
- 現在放課後デイサービスでは鏡野町内の子どもが増えています。参観日を通じて驚きました。今後も地域の方の役に立つことを望んでいますが、今後の利用状況の把握ができないため施設を拡大するかどうか悩んでいるところです。

## ②今後の子育て支援についての要望・提案

- 町内でも核家族が増えており、子育てを支えてくれる親族が近くにいない家庭も多い。ファミリー・サポート・センターや病時保育・休日保育などはもちろん、ちょっと疲れたお母さんが休めるレスパイト事業などが必要になってくると思います。
- 児童発達支援が行える事業所が1つもないこと（重度心身障害児の事業所はあるけれども）が課題です。町外の支援機関に対応をしてもらっているが、町外支援機関も満員の状態が多く、利用したいタイミングでタイムリーに利用することが難しいことがあります。連携のしやすさや通いやすさを考えると地域に根差した事業所がほしい。
- 保育園、小学校等で支援が必要なお子さんが増えてきているのではないかと思います。インクルーシブ保育、教育が言われる中で、支援が必要なお子さんに対してのサポートが充実すれば良いと思います。
- 町立の大きなこども園があるので、その中で、または隣接した場所に施設があれば、より充実した子育て支援ができるのではないかと思います。

## ③今後のまちづくりへの要望・提案

- 各地域で様々な行事を行っていますが、子どもたちが地元への関心・愛着を持てるよう、より積極的に主体的に取り組める行事や、中学生・高校生へ向けた、ボランティア体験、地域行事への積極的な参加の呼びかけが必要だと思います。
- 障がいのある子もいない子も一緒に遊んだり学んだりできる、ともに成長できる鏡野町であってほしいと思います。
- 子育て支援には、福祉分野と教育分野、双方の働きが必要だと思います。しかし、お互いがしていることや課題を話し合うような場は少ないように感じます。まずは、そのような場を設定し、課題や対応策を検討できたらと思います。

## ④子どもの生活実態から

【あなた（貴団体）がこれまで関わった子どものうち、背景に貧困が伴うと考えられる子どもの状況についてお答えください。】

- 主観的になりますが、貧困家庭の背景に、保護者の知的障害・発達障害・精神科疾患などが疑われることが多いと感じます。本来であれば、保護者自身が福祉的な支援を受けている必要がありますが、往々にしてそれらの家庭は受援力に乏しく、適切に相談をして支援を受けるに至っていない家庭が多いです。そもそも子どもや保護者自体がその生活状況を文化として享受してしまっており、「社会的に不利な状態にある」と気づいていない場合も多く、また、相談をすること自体に成功体験がないことも多いと感じています。
- 小学校で毎日入浴できず、清潔が保てず、同級生からもにおいを指摘されている児童がいました。

【背景に貧困が伴うと考えられる子どもや保護者に対し、行った支援についてお答えください。また支援にあたって、困難と思われた点についてお答えください。】

- 福祉サービスや教育委員会、行政、子育て支援とつなげていくケースワーク力を持った保健師の存在がとても重要と思われます。
- 貧困に対する支援はできていませんが、子育て意識が乏しい保護者に対しては、児童相談所や施設等、関係機関と連携を図り、施設の利用を進めました。

【困難を抱える子どもとその家庭への支援に必要なことについてお答えください。】

- 社会にいつか出ていかななくてはいけないお子さんのことを思うと、生活力を身につけてあげられる支援ができればいいと思います。
- 支援の入り口を支える保健師や行政の窓口担当者、計画相談担当者の力量がとても重要です。
- 日頃よく話をし、家庭状況を把握し、保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりが大切です。

## 5 アンケート調査結果からの考察

### (1) 就学前児童アンケートから

- ◆母親の“働いている割合”が、フルタイムとパート合わせて 77.8%となっており、第1期計画と比較して高くなっていることから、多様な教育・保育ニーズへの対応や子育て支援施策の充実を図っていくことが重要となります。(P14)
- ◆小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所（5歳以上のみ）について、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 51.3%と高い割合を占めていることから、放課後児童クラブの受入れ体制のさらなる充実が求められています。(P17)
- ◆育児休業の取得（母親）については、取得した割合は 51.6%で第1期と比較すると 10.8%高くなっていますが、育児休業を取得していない理由について「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「育児休業の取得要件を満たさなかった」等の割合が合わせて 48.8%となっていることから、仕事と子育てを両立できる社会環境づくりが求められています。(P19)
- ◆子育てについて、日頃悩んでいることや気になることは、「子どもの病気・障害、または、発育・発達に関すること」の割合が 38.5%と最も高く、子どもの健康の確保や発達支援施策への取組が重要になっています。(P22)
- ◆町に希望する子育て支援施策は、「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」の割合が 64.7%と最も高く、安心・安全な環境の整備が求められています。(P23)

### (2) 就学児童アンケートから

- ◆放課後児童クラブの利用について、第1期と比較すると「高学年（4～6年生）」になっても利用したい」の割合が高くなっていることや夏休み・冬休み等の長期休暇中の利用希望が、低学年（1～3年生）と高学年合わせて 48%となっていることから放課後児童クラブの充実は重要と考えられます。(P33)
- ◆子どもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるものは、「子どもに日頃声をかけ、見守ってくれている近所の大人」の割合が 30.5%と高くなっていることから、核家族化や少子化が進行する中、子育て家庭の孤立化を防ぐためにも、子育て家庭に地域や社会が寄り添う支援が必要と考えます。(P33)
- ◆町に希望する支援施策については、就学前児童アンケートと同様、「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」の割合が 60.3%と最も高く、次いで「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」が 54.8%となっており、地域における安心・安全な環境整備と子育て世帯の経済的負担の軽減のための施策の整備が求められています。(P35)

(3) 団体・事業所等アンケートから

- ◆子育てを支援する人材の確保と育成に向けた取組や、親自身の子育て力を向上させる取組が必要です。
- ◆児童発達支援や放課後デイサービス等の障害福祉サービスを利用する子どもが急激に増加しており、町内での施設整備が求められています。
- ◆ファミリー・サポート・センターや病児保育等子育て支援事業（制度）の情報提供や休日保育の検討が求められています。
- ◆地域における様々な行事に、子どもたちが地元への関心や愛着を持ち、積極的、主体的に取り組めるよう工夫したり、中学生・高校生に向けてボランティア体験の機会を提供していくことが必要となっています。
- ◆いつでも気軽に相談ができる“窓口”を明確にし、そこに携わる保健師や行政担当者、計画相談担当者の資質の向上が望まれています。



## 第3章 計画の基本理念

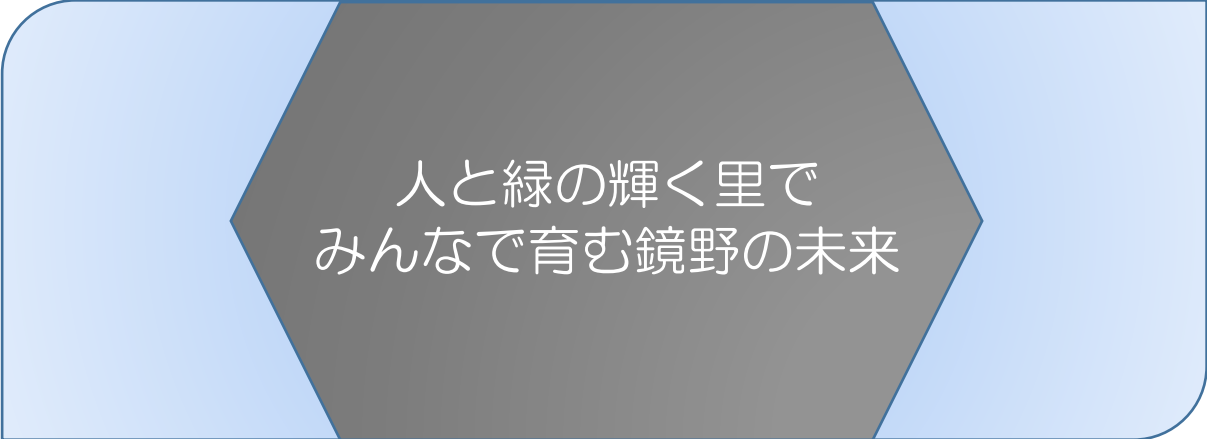
### 1 計画の基本理念

近年、特に都市部においての待機児童問題、子どもの虐待やいじめ、さらには子どもの貧困も大きな問題となっており、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑になっています。

全国的に女性の就業率が向上していますが、本町においてもアンケートで女性の就業率は向上しており、延長保育や一時預かりなど様々なニーズに対応することが重要となっています。また、核家族化の進展や地域の連帯意識の希薄化によって保護者が子育ての悩みを抱えて孤立し、子育てへのゆとりを失いやすい傾向がみられます。こうした状況のなか、保護者が喜びや生きがいを持って子育てを行えるよう、地域をはじめ町全体が保護者に寄り添い、負担や不安、孤立感を和らげることが必要です。そして、こうした地域とのつながりは、親自身が自立し、成長していくことにもつながると考えます。さらには、様々な子育て環境に対応できるよう、サービスの充実を図るとともに、その質を向上することも大切です。

子育て支援を量と質の両面から支えるとともに、鏡野町の自然や地域との関わり合いの中で、親や保護者が支えられ、子どもが育っていく町をめざし、第2期鏡野町子ども・子育て支援事業計画の基本理念は第1期鏡野町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、「人と緑の輝く里で みんなで育む鏡野の未来」と定め、子ども・子育て支援施策を推進します。

#### 【基本理念】



人と緑の輝く里で  
みんなで育む鏡野の未来



## 2 重点方針

本計画では以下を重点方針と定め、子ども・子育て支援施策を推進します。

### (1) 質の高い幼児期の教育・保育の推進

- 幼稚園や保育園等による合同研修や小学校との協議会の開催など、幼保小連携を推進していきます。
- 安全・安心な教育・保育の施設整備を強化します。
- 幼稚園教諭や保育士の専門性向上と職員の加配等により、障害があるなど配慮が必要な子どもの受入れ体制を強化していきます。

### (2) 放課後における子どもの居場所拡充と質の向上

- 放課後児童クラブの拡充や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携、その他地域における子どもの遊び場や居場所づくりを推進します。
- 配慮を要する児童への対応を含めた研修等の充実を図り、指導員の専門性の向上に努めます。

### (3) 出産や育児に関する適切な情報提供と産後ケアの推進

- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。
- 妊娠期や出産期、産後早期のケアにより、母親の不安感や孤立感を和らげる取組を進めていきます。
- 乳幼児健診や乳児全戸訪問事業を通して、保護者の育児不安の軽減等に努めます。

### (4) 子どもの健やかな成長と発達の支援

- 全ての子どもたちの健やかな成長を推進するため、母子保健・学校保健等の連携を強化します。
- 保健・医療・福祉部門と教育委員会等関係機関の連携のもと、相談体制の充実を図り、障害の早期発見、早期療育の推進に努めます。
- 障害や発達に支援を必要とする子どもたちが、住み慣れた地域で健やかに成長し、一人ひとりに応じた教育やサービスを受けることができる体制の整備に努めます。

(5) 保護者の地域との交流促進や子ども・子育て支援に協力できる人材の育成

- 子育て中の保護者を対象としたスポーツなどの地域活動を推進することにより、親同士の情報交換や交流の場を創出します。また異世代交流の場づくりも進めていきます。
- 子育て中の保護者が家庭教育を学習する機会を提供します。
- 育児経験豊かな主婦や元気な高齢者を中心に、放課後児童クラブの指導員や訪問事業の担い手づくりなど、子ども・子育て支援に協力いただける人材の養成を進めます。

(6) 仕事と子育ての両立に向けた支援

- 関係行政機関と連携し、労働時間の是正や柔軟な働き方の普及・啓発を行います。
- 看護休暇も含め、男女とも育児休業や子育てのための休暇が取得しやすい社会環境づくりを推進します。

### 3 施策体系

基本理念	施策の分類
人と緑の輝く里で みんなで育む鏡野の未来	<b>1 地域における子育ての支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇幼児教育・保育施設の適正配置</li> <li>◇休日保育事業実施の検討</li> <li>◇子どもの居場所づくりの推進</li> <li>◇親子の居場所づくりの推進</li> <li>◇世代間交流事業の推進</li> <li>◇利用者支援の推進</li> <li>◇子育てボランティアの育成（ファミリー・サポート・センター事業等）</li> <li>◇愛育委員の子育て支援</li> <li>◇延長保育事業の充実</li> <li>◇放課後児童クラブの充実</li> <li>◇地域子育て支援センター事業の充実</li> <li>◇幼稚園・保育園等の園庭開放の推進</li> <li>◇子育てに関する広報活動の拡充</li> <li>◇親子クラブの充実</li> <li>◇子育て・親育ちの推進</li> </ul>
	<b>2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇妊産婦及び乳幼児の保健指導</li> <li>◇歯科・口腔保健事業の推進</li> <li>◇予防接種の推進</li> <li>◇赤ちゃん相談・妊婦健康相談</li> <li>◇小児医療体制の充実</li> <li>◇妊産婦歯科健康診査費用の助成</li> <li>◇乳幼児健診の推進</li> <li>◇保健師による母子訪問事業</li> <li>◇母子健康手帳の交付</li> <li>◇子ども医療費の給付</li> <li>◇新入学児童の健康診断</li> <li>◇不妊治療費用の助成</li> </ul>
	<b>3 子どもの心身の健やかな成長に役立つ教育環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇食育の推進</li> <li>◇情報モラル教育の推進</li> <li>◇子ども同士のふれあい事業の推進</li> <li>◇各種スポーツ事業の推進</li> <li>◇図書館の充実</li> <li>◇異文化交流の推進</li> <li>◇乳幼児ふれあい体験の実施</li> <li>◇幼稚園・保育園等と学校との連携強化</li> <li>◇文化振興活動の推進</li> <li>◇教育相談事業の推進</li> </ul>
	<b>4 子育てを支援する生活・安全環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇子どもの遊び場の整備・安全管理</li> <li>◇子ども 110 番の拡充</li> <li>◇防犯パトロールの充実</li> <li>◇公的な場所における授乳スペース等の確保の検討</li> <li>◇町営住宅の確保</li> <li>◇子どもの公共施設利用の拡充</li> <li>◇あいさつ運動の推進</li> <li>◇チャイルドシート購入補助金制度</li> </ul>
	<b>5 職業生活と家庭生活との両立の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現</li> <li>◇男性の育児参加の促進</li> <li>◇病児・病後児保育事業</li> </ul>
	<b>6 配慮を要する子どもへの対応などきめ細やかな取組の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童手当の支給</li> <li>◇特別児童扶養手当の支給</li> <li>◇就学援助の実施</li> <li>◇発達応援教室の充実</li> <li>◇障害児ボランティア団体等への支援</li> <li>◇児童虐待防止体制の強化</li> <li>◇児童扶養手当の支給</li> <li>◇ひとり親家庭等医療費の助成</li> <li>◇障害児保育・教育の推進</li> <li>◇療育機関との連携</li> <li>◇子育て短期支援事業</li> </ul>

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域における子育ての支援

#### 施策の方向性

- 子育て支援サービスの多様なニーズに応えるとともに、質の向上に努めます。
- 子育て中の保護者の不安感や負担感を、地域全体で和らげることができるよう、支援を進めます。
- 子育て中の保護者同士や世代の異なる地域の方との交流促進を図ります。
- 子ども・子育て支援を地域で担う人材の養成を推進します。

#### 主な課題と必要な取組

- 保育ニーズに見合った保育士の確保を行う必要があります。
- 利用希望児童が急激に増加している放課後児童クラブなどの受入れ体制整備が必要です。また、児童数の増加に見合った指導員数の確保も課題となっています。
- 放課後子ども教室については、地域の指導者・ボランティアの協力によって行っていますが、そうした団体や知識を有する人材の高齢化が進んでいます。また、地理的事情のため交通手段の確保が困難な児童の存在や対象者の減少などが挙げられます。実施箇所の拡充は難しい状況ですが、現在ある教室については内容面の充実や児童クラブとの連携を図ります。
- 町広報紙やホームページ、子育てハンドブック等既存の発信方法に加え、SNS等新たな方法で子育て支援にかかる情報を積極的に提供していく必要があります。
- 親子クラブは、対象者の声を聞き、クラブの在り方について一緒に考えていく機会を設ける必要があります。
- 愛育委員の活動においては、地域での人間関係の希薄化、また個人情報の取り扱いについて、母子保健の分野でも課題となっており、活動内容について検討する必要があります。

## 取組内容

1 地域における子育ての支援		
施策名	施策内容	担当課
幼児教育・保育施設の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入園児童数等を考慮しながら幼児教育・保育施設の適正配置に努めます。</li> <li>◆3歳未満児の途中入園希望に対応できるように、必要な人員の確保に努めていきます。</li> </ul>	学校教育課
延長保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保護者の就労形態等により、長時間保育を必要とする児童に対し、延長保育を実施しています。</li> <li>◆町内の全ての保育園等（6園）で実施しており、今後も継続していきます。</li> </ul>	学校教育課
休日保育事業実施の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆今後のニーズに応じて地域のNPO法人等と連携しながら、事業の実施や預かり先の確保を検討していきます。</li> </ul>	学校教育課
放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆放課後に保護者のいない家庭の小学生児童を対象に、遊びと生活の場を用意して健全な育成を図ります。</li> <li>◆受入れ体制整備に努め、放課後の子どもたちの安心・安全な居場所を確保します。</li> </ul>	保健福祉課
子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆放課後子ども教室の内容の充実、放課後児童クラブとの連携、また子どもが地域で安心して放課後等の時間を過ごせることができるよう、地域で見守る意識の醸成を図ります。</li> </ul>	保健福祉課 生涯学習課
地域子育て支援センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を町内1か所（子育て支援センター「すまいる」）で行います。</li> <li>◆インスタグラムやライン等SNSを活用し、利用者の利便性の向上を図ります。</li> <li>◆魅力ある活動を企画し利用者の増加に努めるとともに、子育てボランティアの育成にも積極的に取り組みます。</li> </ul>	保健福祉課
親子の居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ベビーマッサージ教室」、育児・妊婦相談「たまひよ広場」等の事業により、妊婦から子育て中の親子が気軽に相談や交流ができるよう支援します。</li> <li>◆親子が地域で孤立することがないよう、様々な事業や訪問、面接、電話等により状況把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携をとりながら子育て家庭への支援を行います。</li> </ul>	保健福祉課
幼稚園・保育園等の園庭開放の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆幼稚園・保育園・認定こども園では毎月1回程度、平日保育の午前中に未就園児とその保護者を対象に園庭を開放します。</li> </ul>	学校教育課

施策名	施策内容	担当課
世代間交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校、保護者、地域の人々と連携し、三世代交流事業を引き続き実施します。様々な行事を通じ、地域の伝統を知るとともに高齢者との交流を図ります。</li> <li>◆園や学校行事の機会を活用し、保護者が育児経験豊かな高齢者と子育てに関すること等について話をする機会を設定していきます。</li> </ul>	保健福祉課 学校教育課
子育てに関する広報活動の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育て支援WEBサイトを開設し、関係各課にまたがる子育ての行政サービスや情報をわかりやすく発信します。</li> <li>◆母子手帳交付時、赤ちゃん訪問の際等に子育てに関する事業について個別に情報を提供します。</li> <li>◆幼稚園・保育園・認定こども園や子育て支援センター等各関係機関等と連携し、必要な情報がわかりやすく町民に届くようにします。</li> </ul>	保健福祉課
利用者支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆幼児期の教育・保育施設や子育て支援サービス、地域における子育て支援など、利用者に合った施設やサービスが利用できるよう、町の子ども・子育て支援に関する地域資源の把握や情報提供、相談対応の充実に努めます。</li> <li>◆妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する窓口として、「子育て世代包括支援センター」の設置を進めていきます。</li> </ul>	保健福祉課
親子クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地区のお母さんが主体となって、各地区で遊びを中心にお子さんとお母さんの仲間づくりの場・育児の情報交換の場を提供し、地域の交流を深めます。</li> <li>◆乳幼児の健全な育成を図るための活動に対し補助金を交付します。</li> </ul>	保健福祉課
子育てボランティアの育成 (ファミリー・サポート・センター事業等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域のNPO法人や社会福祉協議会等との連携のもと子育てボランティアの育成、支援に努めます。</li> <li>◆令和元年度から開始したファミリー・サポート・センター事業では、制度の周知・広報に努め、会員の拡大を図ります。</li> </ul>	保健福祉課
愛育委員の子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆乳幼児健診の介助や、親子クラブ、幼稚園・保育園・認定こども園での昔遊びを通じた子育て支援を行います。</li> </ul>	保健福祉課
子育て・親育ちの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校で、主に保護者を対象とした親育ち応援学習プログラム(親プロ)を実施します。親プロについては、子どもの発達段階に応じた内容で行います。</li> <li>◆「親育ち」の観点を重視した子育て講演会を開催します。</li> <li>◆家庭共育支援チームにより、子育ての悩みを気軽に話せる交流の場を提供し、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図ります。</li> </ul>	生涯学習課

## 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### 施策の方向性

- 妊娠から出産、出産後間もない時期において、切れ目なく保護者に寄り添う支援を進めます。
- ハイリスク妊婦や養育支援の必要な家庭など、個別の状況に応じた支援を図ります。
- 保健指導や健診の充実に引き続き努めます。

### 主な課題と必要な取組

- 家族背景の複雑化や経済難などから、ハイリスク妊産婦が増加している傾向にあります。子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から総合的に支援する体制を整えていく必要があります。
- 集団健診においては、実施目的を達成できるよう、問診票の内容検討や面接技術の向上など、精度向上が課題です。今後は、国のマニュアルなど参考にし、質の向上に取り組んでいきます。
- 妊婦健康相談では、地域での孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう、地区担当保健師等の声かけや仲間づくりにつながるような支援方法を検討していくことが求められています。
- 小児医療では、町内外の医療機関と確実な連携・情報交換を行っていく必要があります。



取組内容

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進		
施策名	施策内容	担当課
妊産婦及び乳幼児の保健指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆母子健康手帳交付時、赤ちゃん訪問、育児・妊婦相談「たまひよ広場」、ベビーマッサージ教室等で妊産婦や乳幼児の保健指導を推進します。</li> <li>◆ハイリスク妊産婦や低体重出生児・ハイリスク児については、医療機関と相互に連絡票をやりとりしながら、把握・支援を行います。</li> <li>◆「子育て世代包括支援センター」を窓口として、妊娠期から総合的に支援する体制を整えます。</li> </ul>	保健福祉課
乳幼児健診の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆病気の予防や早期発見を図り、身体発育や精神発達、生活習慣等の育児に関する不安を軽減するための助言指導を行います。</li> <li>◆3～4か月児・11～13か月児・1歳6か月児・3歳児健診を集団実施し、その他乳児期に2回個別健診の無料券を発行します。</li> <li>◆健診の内容や時期についても検討を重ね、満足度の高い健診をめざします。</li> </ul>	保健福祉課
歯科・口腔保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆乳幼児健診、2歳児歯っぴー教室で乳幼児と保護者に歯科健診を実施し、健全な口腔の育成をめざします。</li> <li>◆保護者が妊産婦から歯の健康について考える機会をもてるよう、妊産婦歯科健診・保護者歯科健診を推進します。</li> <li>◆幼稚園や保育園、親子クラブ等で保健師などによる教室を開催し、健全な歯と口腔に関する意識啓発に努めます。</li> </ul>	保健福祉課
保健師による母子訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊娠・出産・育児などに対する不安の軽減や疾病を予防し健康の保持増進を図るため、保健師による妊産婦や乳幼児への訪問指導の充実を図ります。</li> <li>◆訪問時には、相談窓口のPRや子育て支援センターの紹介を行うなど安心して子育てができるように支援していきます。</li> </ul>	保健福祉課
予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆赤ちゃん訪問、健診、広報紙等で予防接種のPRを実施し、各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染性の疾病から守るため、接種率の維持・向上を図ります。</li> </ul>	保健福祉課
母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健福祉課窓口にて、妊娠、出産、育児に関することを記録する母子健康手帳を交付し、妊娠中・出産後の生活について保健師が相談を受け付けます。</li> <li>◆手帳交付後も継続的な支援を必要とする妊産婦を把握し、必要な支援を行います。</li> </ul>	保健福祉課



施策名	施策内容	担当課
赤ちゃん相談・ 妊婦健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ベビーマッサージ教室」、育児・妊婦相談「たまひよ広場」等の事業により、妊婦から子育て中の親子が気軽に相談できる場を提供します。また、離乳食教室も開催し、食についての講義や実習を行います。</li> <li>◆相談に出て来られない方で地域に孤立しがちな保護者への対応を検討していきます。</li> </ul>	保健福祉課
子ども医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆0歳から18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までの子どもの診療に対し、保険診療の自己負担分を全額助成します。</li> </ul>	保健福祉課
小児医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆夜間や休日などにおける子どもの急病時の初期治療や専門医による定期診療等、小児医療体制の充実を図り、安心して子育てができるように、医師会等と連携しながら支援していきます。</li> </ul>	保健福祉課
新入学児童の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆翌春、小学校に入学する幼児を対象に、入学する小学校で11～12月中に就学時健康診断を行います。</li> </ul>	学校教育課
妊産婦歯科健康診査 費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊産婦の口腔に関する健康の保持及び増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図り、妊産婦の健康管理の向上を図るために、歯科健診にかかった費用を助成します。</li> <li>◆妊産婦に対し、歯科健診の重要性をより周知していくとともに、歯の健康に関心を持ってもらうための一層の情報発信と、受診しやすい環境づくりをめざします。</li> </ul>	保健福祉課
不妊治療費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊娠を希望しながらも、子どもを授かることが困難な夫婦に対し、不妊・不育治療に要した費用の一部を助成します。</li> </ul>	保健福祉課

## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に役立つ教育環境の整備

### 施策の方向性

- 子どものうちに適切な食習慣が身につけられるよう、家庭や幼稚園・保育園等、学校、地域の関係機関、行政など、町全体で食育を進めます。
- 子どもたちが地域で様々な経験をし、ふるさとに愛着をもてるよう、学校教育に加えて社会教育の充実を図ります。
- 乳幼児とのふれあい体験など、親となる前に子育てをイメージできる機会づくりを進めます。

### 主な課題と必要な取組

- 食育活動では、子どもの成長に応じた食育の推進と家庭への食育の啓発に取り組んでいく必要があります。
- 夏のボランティアや職場体験等での乳幼児との関わりは今後も継続していく必要があります。
- 地域の伝統的な行事に親しんだり、異なる文化にふれる活動を通して、社会とのつながりや国際理解の意識を育てていく必要があります。
- トータルライフ支援プロジェクトを推進し、幼稚園・保育園等と学校との連携強化を図りながら、切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- 図書館の利用促進に向けた新規の取組と情報発信の方法を見直す必要があります。
- スマートフォンの利用が低年齢化するなど情報化社会が急激に進展する中で、家庭でのルールづくりや情報モラル教育をさらに進めていく必要があります。また、インターネット等の健全利用では、児童・生徒指導と家族への啓発活動を引き続き実施していく必要があります。

## 取組内容

3 子どもの心身の健やかな成長に役立つ教育環境の整備		
施策名	施策内容	担当課
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保育園・認定こども園では、給食に園児が育てた野菜や地元の食材を利用しながら食育の充実に努めます。また、親子で食に関する勉強ができる場を提供するとともに、食に関する指導の充実に努めます。</li> <li>◆小学校では、学童農園での自然体験学習を開催します。栽培した赤米を給食の食材に用いるなど、食育の充実に努めます。また、栄養教諭の配置や食育講演会の開催など食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食に地場産物を活用するなど地産地消の取組を行います。</li> <li>◆栄養委員による、地域の子どもたちや親子クラブを対象にした料理教室の開催やおやつを試食づくり、声かけなどを通し、食育活動を実施します。</li> </ul>	学校教育課 保健福祉課
異文化交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆幼稚園・保育園・認定こども園において外国語にふれる機会を持ち、国際理解の意識を育みます。</li> <li>◆次代を担う中学生が、異文化体験を通じて国際感覚を身につけ、国際社会にふさわしい町への発展に貢献することを目的として「中学生海外体験事業」を実施します。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課
情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆インターネットやスマートフォンの正しい利用方法、SNSとのつきあい方などについて、子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれないよう機会をとらえて指導し、情報モラルの向上を図ります。</li> <li>◆家族や友達と会話をする機会や時間が多くなるよう、ノーメディアデーを含むメディアコントロールの周知・啓発に努めます。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課
乳幼児ふれあい体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆夏のボランティアや職場体験など乳幼児とふれあう機会を通して、乳幼児との関わり方や命の大切さを学びます。</li> </ul>	保健福祉課 学校教育課
子ども同士のふれあい事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小・中学校の児童・生徒同士の交流活動を行います。</li> </ul>	学校教育課
幼稚園・保育園等と学校との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもたちの健康や障害児保育、療育等について、トータルライフ支援プロジェクトチームの連携のもと、切れ目のない支援ができるように努めます。</li> <li>◆幼稚園・保育園・認定こども園と小・中学校の連携により異年齢交流を行うとともに、一貫した教育が行えるよう研究に努めます。</li> </ul>	保健福祉課 学校教育課
各種スポーツ事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が、様々なスポーツにふれる機会をつくるため、鏡野町スポーツ少年団と鏡野町体育協会への活動助成を継続するとともに、機会を捉えたスポーツ推進委員によるニュースポーツ指導に努めます。</li> </ul>	生涯学習課

施策名	施策内容	担当課
文化振興活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆布施神社お田植祭や新町地蔵踊りなど地域の伝統文化にふれる機会を増やすとともに、地域に残る文化財の継承に努めます。</li> <li>◆鏡野郷土博物館、奥津歴史資料館等の展示や、博物館体験講座、学校や地域の要望に応じて実施する出前講座を通じて、歴史や文化にふれる機会の充実を図ります。</li> </ul>	生涯学習課
図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆わかりやすい利用案内をはじめ、各種イベントの実施や、小さな子どもも利用しやすいスペースの確保など、サービスの充実を図ります。</li> <li>◆図書館利用促進及び、公民館や学校への団体貸出の促進を行い、地域における読書推進の支援に努めます。また、読書に関する多様な情報の発信を行います。</li> <li>◆小さいときから本に親しむ習慣づくりの一助として、読書を通じた親子のふれあいを応援するブックスタート事業、セカンドブック事業を推進します。</li> </ul>	生涯学習課
教育相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆スクールソーシャルワーカーを中心として、小・中学生や保護者が悩みを気軽に相談できる体制を整え、児童・生徒との対話や指導を行うとともに、家庭と学校との橋渡しを行います。</li> <li>◆保護者対象のいじめや不登校、家庭内の教育問題、障害があると思われる子どもの就学相談と、教職員対象の相談を引き続き実施します。</li> <li>◆スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教職員、教育委員会指導主事、関連機関との連携強化により、児童・生徒及びその保護者にとって拠り所となるよう一層の教育相談の充実を図ります。</li> </ul>	学校教育課

## 基本目標4 子育てを支援する生活・安全環境の整備

### 施策の方向性

- 妊産婦やベビーカー利用者への周囲の理解を深める「心のバリアフリー」の推進を図ります。
- 地域で子どもを見守る体制づくりを、様々な関係団体が連携しながら進めていきます。

### 主な課題と必要な取組

- 公園等の整備については、保護者や地域からの多くの声に応えるため、必要な土地の確保に努め、徐々に整備していく必要があります。
- 中央公民館講座については、家庭では普段体験できないようなプログラムを取り入れ、放課後子ども教室については、各学校区の状況に合わせて開催を検討していく必要があります。
- 今後も、チャイルドシート購入時の補助金の支給など、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図っていく必要があります。
- 小学生の登下校の見守りボランティアが組織されている学校ではしっかり安全確保ができていますが、町北部の児童数の少ない小学校では学区に見守りボランティアを依頼できる人材が少なく、自主パトロール組織を構築する取組が必要です。

取組内容

4 子育てを支援する生活・安全環境の整備		
施策名	施策内容	担当課
子どもの遊び場の整備・安全管理	◆子どもや地域等の意見を取り入れ、子どもの遊び場や子育てをする親の情報交換の場としての公園づくりを検討するとともに、安全管理に努めます。	保健福祉課
子どもの公共施設利用の拡充	◆土日や学校の長期休業期間、雨の日などに親子や青少年が施設を利用できるように、中央公民館やペスタロッジ館などを活用できる環境整備に努めます。 ◆中央公民館及び各地区公民館の講座を拡充していきます。	生涯学習課
子ども110番の拡充	◆子どもが緊急避難できる家（子ども110番）の拡充を図り、PTAの協力を得ながら見守り活動を実施します。 ◆岡山県において「子ども110番の家・セーフティーコーン」の設置を推奨しており、全ての学校での設置を推進していきます。	学校教育課
あいさつ運動の推進	◆子どもと大人が日常的にあいさつしあうことによって、近隣意識を深めるとともに防犯対策を充実させます。 ◆日常的にあいさつしあい、親近感もてるよう鏡野町生徒指導推進連絡協議会の呼びかけによる「あいさつ運動」を引き続き実施します。	学校教育課
防犯パトロールの充実	◆青色回転灯を備えたパトロール車による防犯パトロールや地域の方の「見守り隊」と連携し、子どもの安全の確保に努めます。 ◆「見守り隊」が組織されていない小学校区においては、各校の実施に応じて結成を促進していきます。	学校教育課
チャイルドシート購入補助金制度	◆チャイルドシートまたはジュニアシートを購入した乳幼児の保護者に対して補助金を支給し、保護者の経済的負担の軽減とチャイルドシート着用の促進を図ります。 ◆出生届時や転入時など機会をとらえて、制度の広報・周知に努めます。	保健福祉課
公的な場所における授乳スペース等の確保の検討	◆公的な施設における授乳スペース等の設置については、子育て中の方や地域の声を聞きながら、検討していきます。	保健福祉課
町営住宅の確保	◆若者や多子世帯に対して町営住宅への入居を配慮します。 ◆子育て世帯やひとり親家庭等を対象とした住宅の提供を検討していきます。	建設課



## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 施策の方向性

- ・長時間労働の抑制や育児期間中の短時間労働など、柔軟な働き方の普及に向けた取組を推進します。
- ・女性の社会参加促進を図るとともに、子育てと仕事を両立できるよう多様な働き方に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

### 主な課題と必要な取組

- ・育児休業、女性の社会参加については、第2次鏡野町男女共同参画基本計画の着実な推進に努める必要があります。
- ・病児・病後児保育については、制度の広報・周知に努め、スムーズな制度の利用を促進し、保護者の仕事と子育ての両立を支援していく必要があります。

### 取組内容

5 職業生活と家庭生活との両立の推進		
施策名	施策内容	担当課
仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場での働き方や家庭での役割分担意識の改革、育児休業や子育てのための休暇が取得しやすい職場環境の醸成について、関係行政機関と連携して事業者や労働者に対し啓発していきます。</li> <li>◆ハローワークと連携した労働セミナーの開催や関連パンフレットの配布などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を図ります。</li> <li>◆「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度の普及・啓発を図り、事業者の意識改革を推進していきます。</li> </ul>	まちづくり課 保健福祉課
男性の育児参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆母子保健事業等における各種保健指導時や育児相談等に男性が参加しやすいよう配慮していきます。</li> <li>◆育児休業制度や短時間勤務制度等を男女ともに利用しやすい仕組みや雰囲気づくりを事業所等に働きかけ、制度の普及に努めます。</li> </ul>	まちづくり課 保健福祉課
病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実施施設（鏡野町国民健康保険病院・津山市内の2医療機関）と連携しながら、利用しやすい環境整備に努めます。</li> </ul>	保健福祉課

## 基本目標6 配慮を要する子どもへの対応などきめ細やかな取組の推進

### 施策の方向性

- 社会的な養護の必要性が高い子どもを含めた、全ての子どもの健やかな育ちを保障すべく、支援の充実を図ります。
- 専門的な療育支援体制の充実に加え、幼稚園や保育園等で障害があるなど配慮が必要な子どもを受け入れる体制づくりの充実を図ります。
- 子育て家庭の経済的な支援の充実に引き続き努めます。

### 主な課題と必要な取組

- ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給については、受給に係る手続きの支援を行い、手続き時に受給者の困りごと等の声を救い上げ、相談やサービス利用につなげていきます。また、特別児童扶養手当の支給については、ホームページや広報紙を活用して制度の周知を図るとともに、課内や関係機関と連携しながら、対象者の手当受給を支援していきます。
- 障害児保育・教育については、サービス利用希望児童が増加しているため、受け皿の確保が課題となっています。
- 発達支援コーディネーターによる幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校への巡回相談や指導を行っていますが、年々相談件数が増加しており、スクールソーシャルワーカーも含めた巡回相談を進めていきます。業務の分担については、適切に連携ができるよう、検討していきます。
- 発達応援教室の充実や療育機関との連携、障害児ボランティア団体の育成、障害児支援のPR等を推進し、支援体制の充実を図る必要があります。
- 児童虐待防止については、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、虐待の予防、早期発見、迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立まで切れ目のない支援のできる体制整備を図っていく必要があります。



## 取組内容

6 配慮を要する子どもへの対応などきめ細やかな取組の推進		
施策名	施策内容	担当課
児童手当の支給	◆子育ての経済的負担の軽減と、子どもの健やかな成長のために、国の制度に基づき児童手当を支給します。	保健福祉課
児童扶養手当の支給	◆ひとり親家庭等で児童を監護または養育し受給資格がある場合、児童扶養手当を支給します。	保健福祉課
特別児童扶養手当の支給	◆20歳未満の精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護しており、受給条件を満たす養育者に手当を支給します。	保健福祉課
ひとり親家庭等医療費の助成	◆ひとり親家庭等の健康管理の向上に寄与するため、医療費の自己負担分の一部を助成します。	保健福祉課
就学援助の実施	◆経済的理由で子どもを小・中学校に就学させることが困難な家庭に対し、学校給食や学用品費等の一部助成を行います。	学校教育課
障害児保育・教育の推進	◆ノーマライゼーションの理念のもと、ともに生きることを基本とし、福祉と教育の両面から障害児保育・障害児教育の推進に努めます。 ◆障害児を対象とした通所サービスの利用決定を行い、個々のケースに応じた適切な療育を行います。 ◆県や障害児サービス事業所等と協議をしながら、町内への事業所誘致に努めます。	学校教育課 保健福祉課
発達応援教室の充実	◆集団遊びや個別相談などを通じて、子どもの発育・発達を保護者が「気づく場」とする教室です。子どもとの関わり方について臨床心理士、保健師等が具体的なアドバイスをします。	保健福祉課
療育機関との連携	◆発達支援コーディネーターによる幼保小中への巡回相談や指導、乳幼児健診での心理相談、個別子育て相談等を引き続き実施するなど、療育専門機関との連携を図ります。	保健福祉課
障害児ボランティア団体等への支援	◆障害児ボランティア団体の育成と障害児支援のPRを推進していきます。	保健福祉課
子育て短期支援事業	◆保護者の疾病や仕事等の理由で、家庭における養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で預かり、必要な養育・保護を行います。	保健福祉課
児童虐待防止体制の強化	◆「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応、虐待を受けた子どもの自立まで総合的に支援する体制を整備します。 ◆幼稚園や保育園等、学校、医療機関等関係機関との連携を深め、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。 ◆児童虐待防止のための広報啓発に努め、地域による見守り体制を整えていきます。	保健福祉課 学校教育課

## 第5章 事業量の見込みと提供体制

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を一地区と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	町内全域	本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を一地区と設定します。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
利用者支援事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業		
妊婦健康診査		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
子育て短期支援事業		
子育て援助活動支援事業		
一時預かり事業【幼稚園型】		
一時預かり事業【幼稚園型以外】		
延長保育事業		
病児・病後児保育事業		
放課後児童健全育成事業		

## 2 教育・保育の事業量の見込みと提供体制の確保

### ■ 1号認定（幼稚園、認定こども園）

単位（実人数／年）

1号認定 (3～5歳)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	45	45	45	45	45
② 確保の内容	50	50	50	50	50
②-①	5	5	5	5	5

### ■ 2号認定・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

単位（実人数／年）

2号認定・3号認定 (0～5歳)	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
① 量の見込み (必要利用定員総数)	255	156	40	241	130	40	240	120	40
② 確保の内容	270	160	45	270	135	45	270	135	45
保育園・認定こども園	270	160	45	270	135	45	270	135	45
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	15	4	5	29	5	5	30	15	5

	令和5年度			令和6年度		
	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
① 量の見込み (必要利用定員総数)	240	120	40	240	120	40
② 確保の内容	270	135	45	270	135	45
保育園・認定こども園	270	135	45	270	135	45
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0	0
②-①	30	15	5	30	15	5

#### 確保方策

- 令和元年度現在、公立幼稚園2か所（定員合計110名：うち1園（定員40名）は休園）、認定こども園幼稚園部2か所（定員合計40名）、公立保育園4か所、認定こども園保育園部2か所（定員合計440名：うち認定こども園保育園部定員280名）の提供体制があります。
- 地域型保育事業の認可にあたっては、条例で定める基準に適合している場合は認めるものとされていますが、保育の必要量の見込みを本町の教育・保育施設等で十分に確保できると想定される場合は、認可の必要性を十分に検討し、判断することとします。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

①利用者支援事業	
事業の概要	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

単位（か所／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1

確保方策	<p>子育て世代包括支援センターの設置を行い、リーフレット、その他の広報により啓発活動を通して、妊娠期から子育て期の子育て家庭に対して、地域の関係機関と連携して切れ目のない支援を行う窓口として、利用者に広く周知を図ります。</p> <p>また、妊娠届出等の機会を通じて、利用者把握するとともに、支援が必要な家庭については、関係機関と協議連携を行い、継続的な支援に努めます。</p>
------	--

②地域子育て支援拠点事業	
事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位（延べ回数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	5,224	5,198	5,172	5,146	5,120
② 確保の内容	5,224	5,198	5,172	5,146	5,120

確保方策	今後も継続して1か所で実施し、育児不安等に対する相談指導や子育てサークル等への支援、子育て情報の提供等子育て家庭と子どもの健やかな育ちの支援に努めます。
------	--

## ③妊産婦健康診査

**事業の概要** 妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位（延べ回数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,061	1,034	1,008	983	959
② 確保の内容	1,061	1,034	1,008	983	959

**確保方策**

母子健康手帳の交付時にあわせて妊産婦健康診査の案内を行い、医療機関にて妊婦健診を14回分、産婦健診を2回分について無料（健診費用のみ）で受けることができる無料券（受診票）を交付して、適切な受診ができるように勧奨を行います。

## ④乳児家庭全戸訪問事業

**事業の概要** 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位（実人数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	119	116	114	112	109
② 確保の内容	119	116	114	112	109

**確保方策**

保健指導推進センターの保健師等により、生後4か月まで（できるだけ2か月以内）の乳児のいる原則全ての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、情報提供や養育環境の把握や助言を行い、乳児家庭の孤立防止に努めます。母子健康手帳交付時に、事業の周知を行います。

### ⑤養育支援訪問事業

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
-------	---

単位（延べ件数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	62	59	56	53	50
② 確保の内容	62	59	56	53	50

#### 確保方策

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育上の支援が必要な家庭に対して、関係機関等と連携しながら、訪問や面接等を通じて適切な支援やサービス提供などを継続して行います。

### ⑥子育て短期支援事業

事業の概要	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。
-------	---

単位（延べ日数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	14	14	21	21	21
② 確保の内容	14	14	21	21	21

#### 確保方策

核家族やひとり親家庭等、身近で子育てを支えてもらえる環境にない家庭が増加し、今後ニーズは高まっていくと予測されるため、令和2年度から津山市の児童養護施設に委託し、関係機関と連携を図りながら、事業を実施していきます。

## ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
-------	---

単位（延べ日数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	48	48	48	48	48
② 確保の内容	48	48	48	48	48

確保方策	令和元年度から津山圏域定住自立圏の連携事業として取り組んでいます。引き続き、事業の普及・啓発や会員の拡大を図り、地域でお互いに支え合える環境の整備に努めてまいります。
------	---

## ⑧一時預かり事業（幼稚園型）

事業の概要	幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。
-------	--

単位（延べ人数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,270	1,200	1,134	1,072	1,013
② 確保の内容	1,270	1,200	1,200	1,200	1,200

確保方策	現在は1か所の幼稚園、2か所の認定こども園幼稚園部で実施しており、今後も現状の体制で確保していきます。
------	---

### 一時預かり事業（幼稚園型以外）

#### 事業の概要

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

単位（延べ人数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,531	1,492	1,500	1,500	1,500
② 確保の内容	1,540	1,500	1,500	1,500	1,500

#### 確保方策

現在は芳野こども園、かがみの中央こども園、鶴喜保育園の3か所で実施しており、今後も現状の体制を維持します。

### ⑨延長保育事業

#### 事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

単位（実人数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	133	131	130	130	130
② 確保の内容	133	131	130	130	130

#### 確保方策

現在は町内の全ての認定こども園保育園部・保育園で実施しており、今後も現状の体制を維持します。



⑩病児・病後児保育事業

事業の概要	病気または病気回復期の児童を、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。
-------	--

単位（延べ日数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	258	252	246	239	233
② 確保の内容	258	252	246	239	233

確保方策	現在、鏡野町国民健康保険病院と津山市内の2医療機関の計3施設で実施しています。今後も関係機関と連携して事業の周知を図るとともに利用しやすい環境の整備に努めます。
------	--

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。
-------	--

単位（実人数／年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	139	133	130	125	121
1年生	39	38	37	35	34
2年生	45	43	42	40	38
3年生	28	27	27	27	27
4年生	17	16	15	14	13
5年生	9	8	8	8	8
6年生	1	1	1	1	1
② 確保の内容	285	285	285	285	285

確保方策	利用定員数を、上記の内容で確保しています。今後は指導員の確保及び資質向上、また広がりつつある利用児童数の地域格差に対応できる体制整備に努めてまいります。
------	--

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 事業の概要

教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設での実費徴収に係る費用を助成する事業です。

#### 確保方策

今後、国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。

### ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

#### 事業の概要

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

#### 確保方策

今後、国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。

## 4 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等に関する考え方

### (1) 放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画

- ・第1期の子ども・子育て支援事業計画策定時には、町内6か所で実施されていた放課後子ども教室が、現在は3か所となっています。一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備はできていませんが、2か所の小学校区において、放課後子ども教室のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加しています。引き続き、連携を図ってまいります。

### (2) 事業実施に係る教育委員会と福祉部局の連携に関する方策

- ・教育委員会、保健福祉課間でさらなる連携について検討を行ってまいります。また、教育支援運営委員会において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的運営など、効果的な放課後対策についての協議を行います。

### (3) 小学校の余裕教室等の活用に関する方策

- ・小学校の余裕教室の活用に関しては、学校関係者、教育委員会、保健福祉課等関係機関で協議を行ってまいります。

### (4) 放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- ・平成28年度に、放課後児童クラブの利用に関するアンケート調査を実施し、平成29年4月から利用時間を延長し、午後6時30分までとしています。

### (5) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組

- ・障害等のある児童の受入れにあたっては、研修等の実施により指導員の専門性の向上を図るとともに加配のための人材の確保に努めてまいります。
- ・小学校や発達支援コーディネーター、専門機関等との連携を図り、児童の特性を踏まえた支援の充実に努めます。

#### ■放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画

単位(か所/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後子ども教室	3	3	3	3	3
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	0	0	0	0	0

## 第6章 子どもの貧困対策

### 1 子どもの貧困対策にあたって

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、また、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、本町においては、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

### 2 鏡野町子どもの生活実態調査の概要

平成31年1月、町内の0歳から18歳までの子どもがいる世帯の保護者1,100世帯（18歳までの子どもが複数いる場合は、末子が該当とする。）に、郵送配布、郵送回収により子どもの生活実態調査を行いました。有効回収数は483世帯、回収率は43.9%でした。

#### （1）等価可処分所得による世帯分類（調査による世帯数と割合）

所得階層による世帯分類	鏡野町		参考 岡山県	
	世帯数	割合	世帯数	割合
世帯区分1（122万円未満）	24	5.5%	378	9.8%
世帯区分2（122万円以上245万円未満）	142	32.5%	1,636	42.2%
世帯区分3（245万円以上）	271	62.0%	1,862	48.0%

※分析に必要な該当設問に無回答の世帯は含まない。

#### （2）家族形態による世帯分類（調査による世帯数と割合）

家族形態による世帯分類	鏡野町		参考 岡山県	
	世帯数	割合	世帯数	割合
ひとり親世帯	67	13.9%	557	10.7%
非ひとり親世帯	404	83.6%	3,582	89.3%

※分析に必要な該当設問に無回答の世帯は含まない。

## (3) 結果概要1「世帯区分」からの視点～「世帯区分1」に着目して～

「世帯区分1」は、いわゆる「相対的貧困」に属する世帯であり、子どもへの将来の貯蓄、基本的な生活への支出からも、他の世帯区分と比べて、経済的に余裕がない状況がうかがえます。

経済的に余裕がないと、基本的な生活への支出で「税金や保険料の滞納」、「衣料・生活用品が買えなかった」、「電気・ガス・水道料金の未払い」、「給食費の滞納」、「医療機関の受診を控えた」、「食料が買えなかった」などがあつたり、経済的に苦しいときの対応で、「貯蓄を取り崩した」、「金融機関・消費者ローン等を利用」のようになっています。そのため、子育ての悩みでは、「子どもの教育にかかる費用」、「子どもの進路」などの割合が高くなっています。

また、学校行事や地域行事への参加では、他の世帯区分と比べて参加の割合が低くなっています。

## (4) 結果概要2「家族形態」からの視点～「ひとり親世帯」に着目して～

「ひとり親世帯」の内訳は、母子世帯の割合が高くなっています。また、母子世帯のいくつかの世帯が「世帯区分1」に属していると推測されることや、主に家計を支えている人の就労形態でみられたように、「世帯区分1」に属する世帯の約3割が非正規職員であると考えられ、「ひとり親世帯」の所得は相対的に低い傾向にあることがうかがえます。

子どもの進学・進路では「高校まで」の割合が高く、その理由も「経済的な事情から」にあるものと考えられます。また、学習塾や習い事への支出では「支出はない」の割合が高くなっており、全体として経済状況に余裕がないことがうかがえます。その一方で、親が仕事などで家に不在がちであるため、子どもと連絡を取りやすくするためか、子ども専用の携帯電話では「ある」の割合が高いなど、ひとり親特有の状況もうかがえます。

子育ての悩みでは「子どもの障害（発達障害を含む）」、「子どもの健康」の割合が高くなっています。

## (5) 結果概要3「世帯区分」からの視点

年齢・知的水準に適した本、パソコンの所有、家族旅行、野外体験、学習塾・家庭教師、スポーツ・ピアノ等の習い事、学習塾や習い事への支出などで、所得が多くなるにつれて、子どもにかけられる費用も多くなっています。

子どもの学力をどう思うかでは、所得が多くなるにつれて「良い（学力がある）」と感じている保護者の割合がやや高くなっていくことから、子どもの学力は、世帯の所得と、それに起因する子どもにかけられる費用に関係があるものと考えられます。

### 3 子どもの貧困を取り巻く現状

#### (1) 要保護・準要保護児童数・生徒数の推移

要保護・準要保護児童数・生徒数が全児童・生徒数に占める割合については、増加傾向となっており、平成30年度では11.5%となっています。

(人)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要保護児童数・生徒数	3	3	3	1	0
準要保護児童数・生徒数	94	90	90	110	109
要保護・準要保護児童数・生徒数が全児童・生徒数に占める割合(%)	9.7	9.5	9.5	11.3	11.5

資料：学校教育課（各年度末現在）

#### (2) 児童手当の受給者数の推移

児童手当の受給者数については、下表のようになっています。

※述べ人数(人)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0歳～3歳未満	被用者	974	898	921	830	888
	非被用者	173	209	147	128	139
3歳以上～小学校修了前	被用者	3,148	3,109	3,202	3,220	3,169
	非被用者	571	610	495	534	515
小学校修了後～中学校修了前	被用者	1,026	996	944	955	909
	非被用者	188	227	204	180	173

資料：保健福祉課（各年度末現在）

## (3) 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者数の推移

児童扶養手当の受給者数については、緩やかな減少傾向となっています。また、特別児童扶養手当の受給者数については、身体、知的（精神）ともに横ばいとなっています。

## 【児童扶養手当】

(人)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数	110	110	113	108	104

## 【特別児童扶養手当】

(人)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数	身体	2	2	1	2	3
	知的（精神）	13	15	14	15	15

資料：保健福祉課（各年度末現在）

## (4) 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯数については、減少傾向となっており、平成 30 年度は受給世帯全体で 63 世帯となっています。

(世帯)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給世帯数 全数	73	75	64	59	63
高齢世帯	50	51	40	40	42
傷病障害世帯	17	17	16	13	14
母子世帯	0	0	0	0	0
その他世帯	6	7	8	6	7

資料：生活保護統計（各年度末現在）

## 4 施策の4つの柱と具体的な施策

施策の4つの柱としては、国の大綱や本町の子どもを取り巻く現状や課題等を踏まえ、次の4項目を設定します。

取組にあたっては、子どもに目線を置いた切れ目の無い施策の推進と、貧困の世代間連鎖の解消、学校・地域の協働による支援、課題の早期発見に向けたネットワークの構築を図ります。

### 基本施策1 支援のネットワークづくり

経済的に困難な状態にある子どもやその家庭を的確に把握し（気づき）、早期の対応を図るためには、保育・教育施設と福祉の連携、関係団体等との連携など、地域全体による見守りが重要です。多様な関係機関が連携し、支援を必要とする子どもや家庭に対して適切な支援を行っていくため、既存のネットワークを活用した支援体制の構築を図ります。

#### （1）困難や課題の早期発見（気づき）の体制づくり

庁内の各担当職員が、保育・教育機関をはじめ、町民と接する様々な機会などを活用し、子どもやその家庭が抱える困難や課題に気づき、状況を把握した上で適切に支援につなげていけるよう、体制づくりに努めます。

#### （2）適切な支援に「つなぐ」体制づくり

困難や課題を抱える子どもに関する情報を共有することの重要性や、適切な支援に「つなぐ」ための役割分担のあり方、また貧困について安心して相談できる体制づくりに努めます。

#### （3）支援体制のネットワークづくり

困難や課題を抱える子どもについては、子どもと子育て家庭の困難や課題に気づき、支援をつなぎ、見守る、切れ目のない支援体制の確立が重要です。子どもに早い段階から寄り添い、必要な支援が的確に届くよう、行政、地域住民、関係団体等によるネットワークづくりを推進します。



## 基本施策2 保育・教育の支援

家庭環境や経済状況に左右されず、子ども一人ひとりがその個性と可能性を伸ばしながら成長できるよう、乳幼児期の保育・教育の確保をはじめ、学習環境の支援や子どもの学び意識の向上を図るとともに、教育の機会均等を確保します。

### (1) 保育環境の充実

子ども一人ひとりの視点を第一に置き、保護者の就労状況や利用者のニーズに応じた子育て支援・保育環境の充実を図ります。

### (2) 教育の支援

経済的事情により、教育に格差がないようにすることが大切です。子ども一人ひとりが豊かな心を持ち、個性や創造力を伸ばしながら、困難な状況の有無に関わらず自立心と社会性を育むことができるよう、子どもの個性に応じたきめ細かな指導を行うとともに、教育内容の充実に努めます。

## 基本施策3 生活の支援

経済的に困難な状況にある子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、一層困難な状態に陥ることがないように、相談支援の充実を図るとともに、全ての子どもが健やかに成長できるよう支援を行います。

### (1) くらしの支援

子どもが生き抜く力を身につけるため、最低限の経済基盤が確保されたなかで、正しい生活習慣を身につけ、安定して生活できるよう支援します。

### (2) 健康づくり・発育の支援

出産や育児に関する相談支援をはじめ、親子の健康づくりを支援するとともに、妊娠から産後にかけて切れ目ない支援の体制を整え、子どもの健やかな成長を支援します。

## 基本施策4 就労・経済的支援

経済的に困難な状態を克服し、生活の安定を図るためには、保護者が働いて収入を得ることが第一義的に求められます。保護者の安定的な就業につながる支援や再就職への支援など、就労への支援を行います。また、生活基盤の安定に向けた各種手当、助成や貸付けなど、諸制度を活用した適切な経済的支援を行います。

### (1) 就労への支援

生活の安定のためには、家計の安定が必要です。そのため、保護者の就職活動等への支援など、経済的に自立した生活に向けて支援します。

### (2) 経済的支援

就業が難しいなど、様々な事情により経済的な支援が必要な家庭に対して、様々な制度を活用した経済的支援を図ります。将来、子どもが町外に転出したとしても、自立してしっかり暮らしていけるよう、子どもに向けた投資として、貧困の連鎖の解消を図ります。

## 5 施策を進めるにあたっての体制

地域における子どもの貧困対策は、保育・教育の関係者だけが担うものではなく、町民一人ひとりが支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが大切です。町民の取組への参画と身近な応援で、支援の輪が広がるまちづくりを推進するとともに、町で準備している支援の取組や制度等を知らないために、サービス等を利用できないことがないように、あらゆる機会を通じて、取組や制度等の周知・啓発に努めます。

また、施策分野は、福祉分野のみならず教育や商工労働分野など、町行政の様々な分野にわたっています。全庁的に施策を推進するためには、庁内関係部署との連携や調整が欠かせません。

4つの基本施策ごとに取組がありますが、相談窓口が多岐に渡ることも予想されます。それぞれの窓口で受けた相談を集約し、庁内関係部署との情報共有を図り、必要に応じて庁外関係機関への情報提供を行い、連携や調整を行うこととします。

施策の推進にあたっては、庁内関係部署との十分な連携を図りつつ様々な取組を推進するとともに、職員における子どもの貧困対策についての意識の醸成を図ります。

## 第7章 計画の推進にあたって

### 1 教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園を中心に、幼稚園、保育園等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

### 2 教育・保育の質の向上へ向けた取組

教育・保育の質の向上を図るため、適切な人員配置に努めるとともに、園内研修、園外研修等を通じて、幼稚園教諭と保育士の資質の向上を図ります。

### 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本町では、公正かつ適正な支給の確保とともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、円滑な給付を実施します。

### 4 子ども環境を取り巻く国際化への対応

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、教育・保育施設等において、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し状況に応じて必要な支援を行います。

### 5 地域における推進体制の充実

本計画を推進するにあたり、家庭、地域社会、学校、企業、行政等の関係機関が、子どもの主体性や自主性、社会性を重視し、子どもの意見を尊重して各施策に取り組む等、役割を果たしながら相互に連携を図ることで、町全体が一体となって取り組めるよう努めます。

## 6 庁内における推進体制の充実

子ども・子育て支援に関する施策は、多岐の分野にわたるため、保健福祉課が中心となり、年度ごとの関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組める体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

## 7 国、県との連携

県、近隣自治体と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにします。さらに、本町の主体性を確保しつつ、国、県に対し必要な支援等を要請するとともに、積極的に情報交換などを進め効果的に施策を推進します。

## 8 進捗状況の点検・評価

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、「鏡野町子ども・子育て審議会」で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

## SDGs（持続可能な開発目標）との関連

めざすまちの姿「人と緑の輝く里で みんなで育む鏡野の未来」を実現するため、今後の5年間を通じて6つの大きな目標（施策の柱）を定め、各施策を推進するとともに、子どもの貧困対策を推進します。これらの各施策を推進することは、平成27年国連サミット採択の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる17の持続可能な開発目標（SDGs）のうち、関連する開発目標の達成に貢献します。

### 【SDGsに関連する分野】



計画の基本目標	
基本目標1	地域における子育ての支援
基本目標2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
基本目標3	子どもの心身の健やかな成長に役立つ教育環境の整備
基本目標4	子育てを支援する生活・安全環境の整備
基本目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進
基本目標6	配慮を要する子どもへの対応などきめ細やかな取組の推進

+

子どもの貧困対策

※SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）は、平成27年9月、国連サミットにおいて、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の国際目標が全会一致で採択されました。

## 1 鏡野町子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、本町に鏡野町子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 鏡野町子ども・子育て審議会委員名簿

	氏名	所属・職名等	役職
1	岡村 健太	美作大学/美作大学短期大学部	准教授
2	水田 喜富	議会代表	文教厚生常任委員長
3	岸 千壽江	主任児童委員	代表
4	森本 博一	P T A関係者（苫田郡P T A連合会）	会長
5	山本 由佳	かがみの中央こども園保護者会	副会長
6	笹井 昭昌	富 保育園保護者会	会長
7	池本 裕子	郷 幼稚園P T A	保護者代表
8	谷口 香里	特定非営利活動法人 元気ッズ	理事長
9	仲矢 昌史	香々美小学校 校長	小中学校長会会長
10	仁木 美紀	かがみの中央こども園 園長	園長会代表
11	倉永 淳子	富学区放課後児童クラブ	放課後児童クラブ 指導員代表
12	三村 吉子	香北公民館 館長	地区公民館長代表
13	金平 美和子	行政関係者	教育委員会 学校教育課課長